

計画参考 41-1 災害時の放送に関する協定（その1）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事、三重県知事、岐阜県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、中部日本放送株式会社、東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋テレビ放送株式会社及び中京テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事情

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年4月1日

災害時の放送に関する協定（その2）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、株式会社エフエム愛知（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年5月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年5月1日

災害時の放送に関する協定（その3）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、名古屋市長（以下「甲」という。）が、日本放送協会中部本部（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和53年6月5日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和53年6月5日

災害時の放送に関する協定（その4）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事、三重県知事、岐阜県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、テレビ愛知株式会社（以下「乙」という。）に放送の依頼をするときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、昭和58年8月1日から適用する。

- 2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

昭和58年8月1日

災害時の放送に関する協定（その5）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、愛知県知事又は名古屋市長（以下「甲」という。）が、株式会社エフエム名古屋（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成6年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成6年4月1日

災害時の放送に関する協定（その6）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、名古屋市長（以下「甲」という。）が、名古屋ケーブルネットワーク株式会社、東名ケーブルテレビ株式会社及びグリーンシティケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成7年10月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成7年10月1日

災害時の放送に関する協定（その7）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、名古屋市長（以下「甲」という。）が、株式会社M I D—FM（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手続を定めるものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

（依頼の手続）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議を持つものとする。

3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

（雑則）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定の期間は1年間とし、平成21年4月1日から適用する。

2 この協定は、甲乙双方に異議ない場合には、1年を単位として年々自動的に継続するものとする。

平成21年4月1日

計画参考 41-2 災害における臨時災害放送局等に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）及び株式会社M I D – F M（以下「乙」という。）は、災害における臨時災害放送局の運用及び防災放送を行うために必要な事項について、協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害における情報伝達を緊急かつ迅速に行うために必要な事項を事前に取り決め、また、大規模災害が発生した際には臨時災害放送局を開設するために必要な手続きを定めることで、市民が必要とする避難に関する情報や指定避難所、救援物資、仮設住宅及びライフライン復興状況等の各種災害情報を提供可能にし、市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

（1）災害

自然災害、事件、事故、テロや国外からの武力攻撃等の事態その他緊急の事態により市民の生命、身体及び財産等に被害を及ぼすもの

（2）大規模災害

災害のうち、甲が特に被害が甚大と判断したもの

（3）防災放送

災害が発生した場合に、その被害を軽減するため、甲が提供する防災に関する放送

（4）臨時災害放送局

大規模災害が発生した場合に、その被害を軽減するため、甲が開設する「臨時かつ一時の目的のための放送」を行う放送局

（防災放送の放送要請）

第3条 甲は、防災放送を市民に対し行う必要があると判断したときは、乙に次の事項を明らかにして防災放送を要請することができる。

（1）要請理由

（2）放送内容

（3）希望放送日時

（4）その他必要な事項

2 甲は、防災放送のうち次の事項に該当し、緊急に行う必要があると判断したときは、緊急防災放送を行うことができる。

（1）弾道ミサイル発射等の国から緊急に伝達が必要となる情報

（2）自然災害による避難勧告等の発表に関する情報

(防災放送の実施)

第4条 乙は、第3条第1項による要請があったときは、放送の形式、内容及び時刻等を決定して防災放送を行うものとする。

2 甲は、第3条第2項の判断をしたときは、前項にある乙の決定を要さずに緊急防災放送を行うことができる。

3 甲は、緊急防災放送を行う場合は、可能な限り乙と調整を取り事前に承認を得るように努めるものとする。

4 甲は、緊急防災放送を行った場合は、速やかに乙に対し報告するものとする。

(臨時災害放送局開設の協力要請)

第5条 甲は、発生した災害を大規模災害と判断し臨時災害放送局を開設するときに、乙に対し放送局設備の利用等、協力を要請することができる。

2 前項の要請は電話等口頭により行うものとし、遅滞なく別紙文書を交付するものとする。

(臨時災害放送局の開設準備)

第6条 乙は、前条の要請を受けたときは、法令等を遵守し速やかに開設に向けた準備を行うものとする。

2 前項の準備は、次のとおりとする。

(1) 開設及び運用に関する人的支援

(2) 開設及び運用に関する物的支援

(臨時災害放送局の開設手続)

第7条 甲は、総務省東海総合通信局に対し臨時災害放送局の申請を行うものとする。

2 前項の申請は電話等口頭により行うものとし、遅滞なく所定の書類を提出するものとする。

3 甲は、総務省東海総合通信局から臨時災害放送局の免許を受けたときは、速やかに乙に対し報告するものとする。

(臨時災害放送局の運用)

第8条 甲は、臨時災害放送局の運用を乙に委託するものとする。

2 放送内容は、甲から提供又は指示を受けた内容とする。

3 運用体制、放送時間等運用に係る事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(臨時災害放送局の廃止手続)

第9条 甲は、臨時災害放送局の目的が達成され運用の必要がなくなったときに、総務省東海総合通信局に対し廃止の申請を行うものとする。

2 前項の申請は、所定の書類を提出するものとする。

3 甲は、臨時災害放送局の廃止に向けた調整を事前に乙と協議するものとする。

(臨時災害放送局に要する経費)

第10条 臨時災害放送局に要する費用は、甲が負担するものとする。

(連絡責任者の指定)

第11条 協定の運用に係る連絡責任者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲 防災危機管理局危機対策室長
- (2) 乙 株式会社M I D－F M編成局長

(協定の適用)

第12条 協定は、平成30年6月1日から適用しその効力は1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から異議申し立てがない場合は、毎年更新するものとする。

(別途定める事項)

第13条 協定第6条にある必要な事項は、必要に応じ別途協議において定めるものとする。

甲及び乙は、上記のとおり協定について合意したことを証するため、細目協定書2通を記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年6月1日

甲 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋市

防災危機管理局長 酒井 康宏

乙 住所 名古屋市中区新栄一丁目6番15号

氏名 株式会社M I D－F M

代表取締役社長 小堀 誠

年 月 日

株式会社M I D - F M

代表取締役社長様

名古屋市防災危機管理局長

協力要請書

災害における臨時災害放送局等に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

電話、FAX等による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備考		

注 放送内容等の詳細については、別途調整するものとする。

計画参考 41-3 名古屋市防災ラジオに関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）とスター・キャット・ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、名古屋市民に向けた名古屋市防災ラジオの提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が実施する災害に関するラジオ放送の電波を受けて自動起動するラジオ端末（以下「防災ラジオ」という。）を、乙が市民に提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

（防災ラジオの仕様）

第2条 乙は、防災ラジオについて甲が定める次の各号の仕様を満たすものとする。

- (1) 名古屋市が発信するComfis信号方式の緊急の電波を受信し、自動で起動及び選局すること。
- (2) 防災ラジオの呼称は、「名古屋市防災ラジオ」とすること。
- (3) 防災ラジオには、名古屋市防災ラジオと分かれるよう様式1のシールを貼付すること。また、防災ラジオの問合せ先及び故障修理に係る連絡先について、事前に甲の承認を受けた任意の様式でシールを貼付すること。

（防災ラジオの提供）

第3条 乙は、防災ラジオを市民に提供するにあたり、甲が定める次の各号要件を遵守するものとする。

- (1) 防災ラジオの提供方法及び価格については、事前に甲の承認を受けること。
- (2) 提供する際には、使用者の電波受信状況や有線回線の有無など導入環境を聴取または調査すること。
- (3) 使用者に十分な使用説明をすること。また、説明に使用する資料は、乙が準備し甲の承認を受けること。
- (4) 防災ラジオの故障修理及び転居等に伴う設定変更等の保守体制を整えること。
また、問合せ及び故障修理に係る連絡について受付可能なコールセンターの体制を整えること。
- (5) 個人情報の取扱については、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）その他情報保護に係る関係法令を遵守すること。

（費用の負担）

第4条 甲は、防災ラジオを自動起動させるための緊急の電波を含む防災に関する放送の実施に係る費用を負担するものとする。

2 乙は、防災ラジオの提供に係る費用を負担するものとする。

(提供者の報告)

第5条 乙は、防災ラジオの提供者数、提供時期、設置行政区等、事前に定めた事項について、甲に毎月報告するものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、当該協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の2箇月前までに甲又は乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、この協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(補則)

第7条 この協定に関して疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

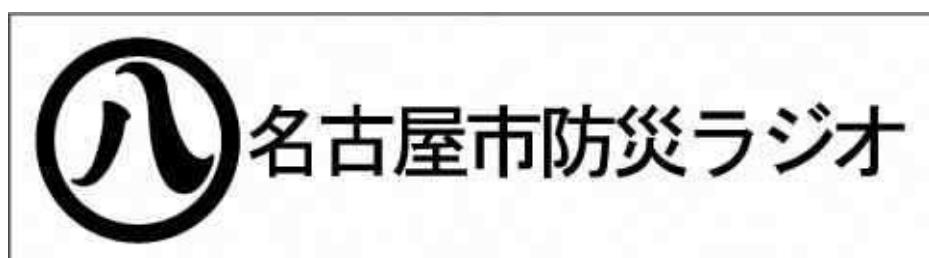
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

平成30年8月21日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 愛知県名古屋市中区錦一丁目16番7号
スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社
代表取締役社長 大石 菊弘

様式1



計画参考 42 愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定

愛知県（以下「甲」という。）並びに西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市（以下「乙」という。）は、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）及びその周辺における消防活動について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、飛行場及びその周辺における航空機に関する火災等の災害又はその発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに円滑かつ効果的な消防活動を実施し被害の防止又は、軽減を図ることを目的とする。

（区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、次のとおりとする。

- (1) 第1種区域 飛行場内
- (2) 第2種区域 乙区域の飛行場周辺（飛行場内を除く。）

（緊急事態の通報等）

第3条 緊急事態の通報は、次の区分により行うものとする。

- (1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、甲は乙に対して速やかに通報する。
- (2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、当該緊急事態が発生した場所を区域とする乙（以下「所轄の乙」という。）は甲に対して速やかに通報する。この場合、甲は当該緊急事態が発生した場所を区域としない乙（以下「所轄でない乙」という。）に対して速やかに通報する。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。

- (1) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 消防隊、救急隊及び救助隊の集結場所
- (4) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した甲又は乙が現場に到着したときは、速やかにその旨を通報した機関に連絡するものとする。ただし第1項第2号後段に規定する通報に応じて出動した所轄でない乙は、所轄の乙へ連絡するものとする。

4 甲又は乙が単独で緊急事態を処理したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（消防活動）

第4条 消防活動は、次の区分により行うものとする。

- (1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、甲が第一次的にこれに当たり、乙は必要に応じて出動する。
- (2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、所轄の乙が第一次的にこれに当たり、所轄でない乙及び甲は必要に応じて出動する。

(3) 第1種区域において緊急事態が発生した場合、甲は非常進入口を開放するとともに、当該進入口において乙を誘導するものとする。

(現場指揮)

第5条 第1種区域における消防活動の指揮は、甲が行うものとする。ただし、乙が現場に到着した以降の消防活動の指揮は、乙（西春日井広域事務組合）が行うものとする。

2 第2種区域における消防活動の指揮は、所轄の乙が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 消防活動のために要する費用の負担等については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第7条 甲及び乙が消防活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場におけるこん跡その他火災等の災害の調査に必要な資料の保存に十分留意するものとする。

(施設及び資器材の整備等)

第8条 この協定に基づく消防活動を円滑適正に実施するため、甲及び乙は、消防活動の用に供する施設及び資器材の整備並びに消火薬剤の備蓄について、それぞれ積極的に配慮するものとする。

(消防活動計画の作成)

第9条 甲及び乙は、次の事項について相互に連絡を図り、緊急事態に対する消防活動に関する計画を作成しておくものとする。

(1) 消防活動の用に供する施設及び資器材の整備計画並びにその推進状況

(2) 消火薬剤の備蓄状況

(3) その他必要な事項

2 甲は、飛行場に発着する航空機の機種ごとの機体規模、搭乗定員、燃料の最大積載量、発着回数等消防活動に必要な資料を作成し、定期的に乙に送付するものとする。

(消防訓練)

第10条 甲は、消防活動を効果的に実施するため、消防活動要領を検討するとともに定期的に消防訓練を実施し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、毎年1回、総合消防訓練を実施するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、甲の企画振興部長及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成17年2月17日から施行する。

この協定の証として本書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成17年2月9日

甲 愛知県
愛知県知事 神田真秋 印

乙 西春日井広域事務組合
管理者 長瀬保 印

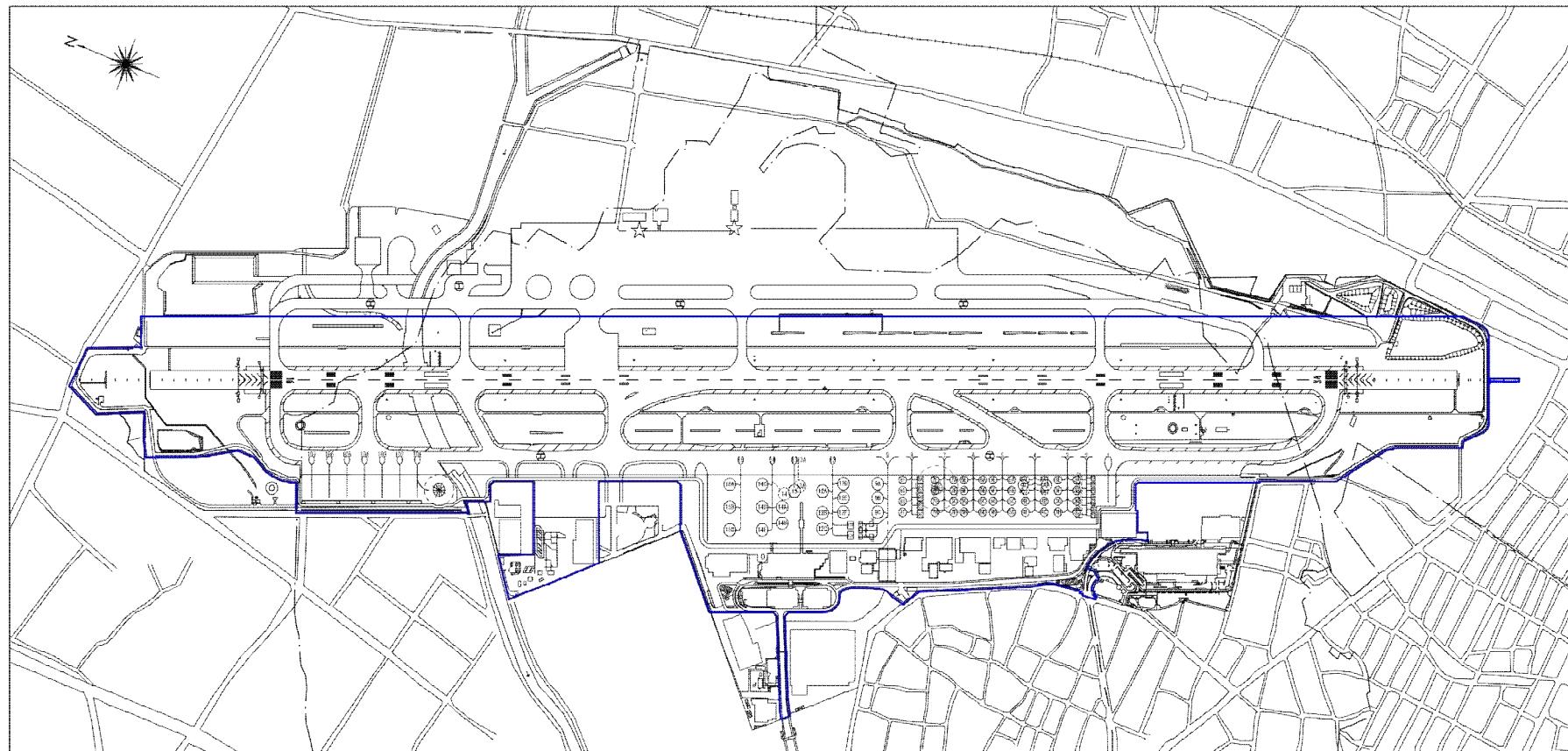
小牧市
小牧市長 中野直輝 印

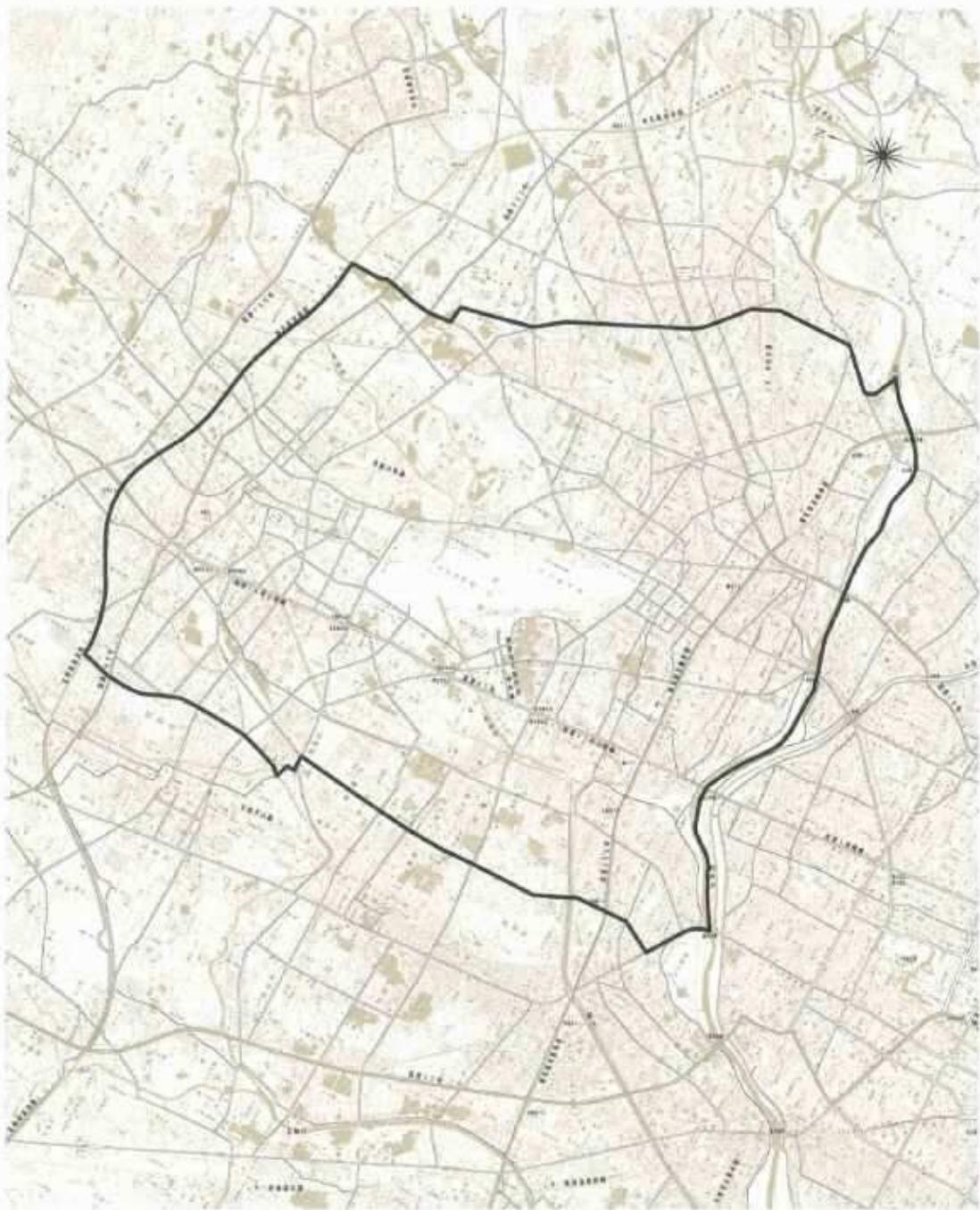
春日井市
春日井市長 鵜飼一郎 印

名古屋市
名古屋市長 松原武久 印

名古屋飛行場グリッドマップ

- 792 -





備考:

- ・第1種区域は、飛行場内。
- ・第2種区域は、第1種区域を除く（——）で囲まれた区域。

計画参考 43-1 災害医療救護等に関する協定書（市対市医師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人名古屋市医師会（以下「乙」という。）は災害が発生した場合の医療救護等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、並びに名古屋市地震防災強化計画に定める災害（以下「地震災害」という。）が発生した場合（東海地震に関する注意情報が発令された場合を含む。）に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を行う必要が生じたとき（必要が見込まれるときを含む。）は、乙の定めた名古屋市医師会災害医療救護活動要綱に従い、医師及び看護師等により編成される医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を、乙に対し要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。
- 3 医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。
- 4 医療救護班の輸送は、甲乙が協働して行うものとする。

（医療救護）

第3条 医療救護班は、集団災害現場において甲が設営する「現場救護所」内で、地震災害の場合については、原則として甲が設営する「救護所」又は、乙が管理運営する各区休日急病診療所内救護所において、第2項に規定する業務を行うものとする。ただし、傷病者が重症・重篤の場合は、後方医療機関へ転送するものとする。

- 2 医療救護班の災害現場における業務は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
 - (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (3) 助産
 - (4) 死亡の確認
 - (5) 死体の処置
- 3 乙は災害傷病者の転送先の後方医療機関の協力が得られるよう努めるものとする。
- 4 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護班の派遣要請を待つことができない場合は、医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

（医薬品等の供給）

第4条 医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断器具その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙又はその会員の所有又は所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 医療救護を実施した場合、医療救護班の責任者は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けたときは、その全容を甲に報告するものとする。

(費用の弁償)

第6条 甲は、この協定により実施した医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費

(2) 医療救護班の調達した医薬品等の費用

(3) 医療救護班員の私用備品又は災害傷病者の転送先の後方医療機関の設備若しくは備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(扶助金)

第7条 甲は、医療救護班員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争)

第8条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(遺体検案)

第9条 被災者の遺体検案を行うに当たり、医師が不足する場合においては、名古屋市地域防災計画に基づき、別途甲から乙に対し、遺体検案班への協力依頼を行うものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この協定書の有効期間は平成26年5月28日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。
- 2 本協定発効と同時に平成16年4月1日付で締結した災害医療救護に関する協定書は失効する。
- 3 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成26年5月28日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　名古屋市東区葵一丁目4番38号

一般社団法人　名古屋市医師会

会長　杉田　洋一

災害時歯科医療救護に関する協定書（市対市歯科医師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人名古屋市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の歯科医療救護について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく歯科医療救護（以下「歯科医療救護」という。）を行う必要が生じたときは、歯科医師等により編成される歯科医療救護班の派遣を、乙に対し要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは歯科医療救護班を編成し、速やかに甲が指定する場所に派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。

4 歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務内容）

第3条 歯科医療救護班は、災害現場に甲が設置する救護所等において、医療救護班等と協力して次に掲げる業務に従事するものとする。

(1) 傷病者に対する診断及び応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 歯科保健活動

2 乙は、災害の状況が深刻であり、甲からの派遣要請を受ける前に救護活動を行う必要があると判断したときは、歯科医師等を地域医療活動拠点（保健所）へ派遣し、甲が指定する者の指示を受けるものとする。

（医薬品等の調達）

第4条 歯科医療救護に必要な医療品、医療材料、診断・治療器具、その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）については、原則として甲が調達するものとするが、緊急の場合には乙又はその会員の所有または所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 歯科医療救護を実施した場合、歯科医療救護班の班長及び救護所持の責任者は、必要な記録を行うとともに業務の実績を乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を受けたときは、その全容を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第6条 甲は、この協定により実施した歯科医療救護に関して乙が要した費用を弁償する。

2 乙が要した費用とは次の各号に掲げるものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費

(2) 歯科医療救護班が自ら調達した医薬品等の費用

(3) 歯科医療救護班員の私用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
(扶助金)

第7条 甲は、歯科医療救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医事紛争)

第8条 歯科医療救護班の救護活動に関し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のために適当な措置を構じるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は議事が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第10条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この協定書の有効期間は平成11年5月27日から3年間とする。ただし、有効期間の満了の日前1か月までの間に甲、乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印し、双方各1通を保有する。

平成11年5月27日

甲　　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
　　代表者　名古屋市長　　松原武久　　印
乙　　名古屋市中区丸の内三丁目5番18号
　　社団法人　名古屋市歯科医師会
　　会長　　小林壯之祐　　印

災害医療救護等に関する協定書（市対市薬剤師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人名古屋市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を行う必要が生じたときは、薬剤師の派遣を、乙に対し要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに乙の所属する薬剤師を派遣するものとする。
- 3 前項の薬剤師の医療救護に係る指揮及び命令については、甲が指定する者が行うものとする。
- 4 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの派遣要請を持つことができないと判断した場合は、乙に所属する薬剤師を被災地の地域医療活動拠点（保健所）（以下「地域医療活動拠点」という。）へ派遣し、甲が指定する者の指示を受けて、医療救護活動に従事させることができるものとし、その状況を直ちに甲に報告するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 救護班に派遣された薬剤師は、調剤を主とした業務を行うものとする。

- 2 甲が医薬品・衛生材料等の供給センターを設置したとき及び地域医療活動拠点を中継所として医薬品・衛生材料等を供給することになったときは、供給センター及び地域医療活動拠点に派遣された薬剤師は、次の業務を行うものとする。

- (1) 医薬品等の受け入れと払出し
- (2) 不足医薬品等のリスト作成と報告
- (3) 医薬品等の出納保管
- (4) 医薬品情報の提供
- (5) 服薬相談
- (6) 各種記録簿の作成
- (7) その他

（報告）

第4条 乙は、第2条に基づいて派遣された薬剤師（以下「派遣薬剤師」という。）が前条の業務に従事したときは、必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第5条 甲は、この協定により実施した医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

- 2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 派遣薬剤師の人工費及び諸経費
 - (2) 派遣薬剤師の医療救護に使用した私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(扶助金)

第6条 甲は、派遣薬剤師が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を支給するものとする。

(紛争)

第7条 派遣薬剤師が第3条に規定する業務を行うに際し、紛争が生じたときは、乙は直ちに連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のために適当な措置を講じるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第9条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

2 この協定書の有効期間は平成11年9月22日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

3 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、双方各1通を保有する。

平成11年9月22日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久 印

乙 社団法人 名古屋市薬剤師会

会長 五十川直 印

災害医療救護等に関する協定書（市対市立大学）

名古屋市（以下「甲」という。）と公立大学法人名古屋市立大学（以下「乙」という。）は災害が発生した場合の医療救護等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、並びに名古屋市地震防災強化計画に定める災害（以下「地震災害」という。）が発生した場合（東海地震に関する注意情報が発令された場合を含む。）に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を行う必要が生じたとき（必要が見込まれるときを含む。）は、別表に定める医師及び看護師等により編成される医療救護班及び助産救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を、乙に対し要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。
- 3 医療救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。
- 4 医療救護班の輸送は、甲乙が協働して行うものとする。

（医療救護）

第3条 医療救護班は、甲が設営する「現場救護所」及び「応急救護所」内で、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、必要に応じて後方医療機関へ転送するものとする。

- (1) 傷病者に対する診断及び応急処置
- (2) 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 助産
- (4) 死亡の確認

- 2 甲は災害傷病者の転送先の後方医療機関を「臨時救護所」と位置付け、乙は当該医療機関の協力が得られるよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護班の派遣要請を待つことができない場合は、医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

（医薬品等の供給）

第4条 医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断器具その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 医療救護を実施した場合、医療救護班の責任者は必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

- 2 乙は、前項の報告を受けたときは、その全容を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第6条 甲は、この協定により実施した医療救護に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費
- (2) 医療救護班の調達した医薬品等の費用
- (3) 医療救護班員の私用備品又は臨時救護所の設備若しくは備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

(扶助金)

第7条 甲は、医療救護班員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(医療紛争)

第8条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(遺体検案)

第9条 被災者の遺体検案を行うに当たり、医師が不足する場合においては、名古屋市地域防災計画に基づき、別途甲から乙に対し、遺体検案班への協力依頼を行うものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第11条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この協定書の有効期間は平成18年4月1日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲　　名古屋市

　　代表者　　名古屋市長　　松原武久　　印

乙　　名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1

　　公立大学法人　名古屋市立大学

　　理事長　　西野仁雄　　印

別表

【医療救護班の編成】

班 数	班の構成人員				
	医師	看護師・助産師	薬剤師	連絡員	計
医療救護班	2	1人	2人	1人	1人
助産救護班	1	1	2	1	1

災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（市対県柔道整復師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県柔道整復師会（以下「乙」という。）は災害が発生した場合の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合、並びに名古屋市地震防災強化計画に定める災害（以下「地震災害」という。）が発生した場合（東海地震に関する注意情報が発令された場合を含む。）に、甲が乙の協力を得て行う救護活動を円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく救護活動（以下「救護活動」という。）を行う必要が生じたとき（必要が見込まれるときを含む。）は、柔道整復師により編成される柔道整復救護班の派遣を、乙に対し要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは柔道整復救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。
- 3 柔道整復救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。
- 4 柔道整復救護班の輸送は、甲乙が協働して行うものとする。

（救護活動）

第3条 柔道整復救護班は、甲が設営する救護所又は避難所等において、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務を行うものとする。ただし、骨折又は脱臼に対する施術（応急手当を除く。）については、医療救護班等における医師の同意を得るものとする。

- 2 乙は、災害の事態が急迫し、甲による柔道整復救護班の派遣要請を待つことができない場合は、救護活動を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について指示を受けるものとする。

（衛生材料等の供給）

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定に基づいて派遣された柔道整復師（以下「柔道整復救護班員」という。）が第3条の業務に従事したときは、必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第6条 甲は、この協定により実施した災害支援に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

- 2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 柔道整復救護班員の私用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
 - (2) その他、市長が必要と認める費用で別に定めるもの

（扶助金）

第7条 甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

（紛争）

第8条 派遣柔道整復師が第 3 条に規定する救護活動を行うに際し、紛争を生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意を持って解決のために適当な措置を講ずるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

（補則）

第10条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

（附則）

1 この協定書の有効期間は平成 20 年 4 月 1 日から 3 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各 1 通を保有する。

平成 20 年 4 月 1 日

甲　名古屋市
名古屋市長　松　原　武　久　印

乙　愛知県名古屋市中区金山五丁目 13 番 12 号
社団法人愛知県柔道整復師会
会　長　佐　久　間　稔　晴　印

災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（市対県鍼灸マッサージ師会）

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会（以下「乙」という。）は災害が発生した場合の救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合（南海トラフ地震臨時情報が発令された場合を含む。）に、甲が乙の協力を得て行う救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう救護班の派遣）

第2条 甲は、前条の規定に基づく救護活動（以下「救護活動」という。）を行う必要が生じたとき（必要が見込まれるときを含む。）は、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師により編成される救護班（以下「救護班」という。）の派遣を、乙に対し要請するものとする。

- 2 乙は、前項の要請を受けたときは救護班を編成し、速やかに派遣するものとする。
- 3 救護班に係る指揮、命令及び救護活動の連絡調整については、甲が指定する者が行うものとする。
- 4 救護班の輸送は、甲乙が協働して行うものとする。

（救護活動）

第3条 救護班は、甲が設営する救護所又は避難所等において、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（昭和22年法律第217号）の範囲内で業務を行うものとする。

- 2 乙は、災害の事態が急迫し、甲による救護班の派遣要請を待つことができない場合は、救護活動を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

（衛生材料等の供給）

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙又はその会員の所有又は所持するものを使用するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条の規定に基づいて派遣されたあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（以下「救護班員」という。）が第3条の業務に従事したときは、必要な記録を行うとともに、業務の実績を甲に報告するものとする。

（費用の弁償）

第6条 甲は、この協定により実施した救護活動に関して乙が要した費用を弁償するものとする。

- 2 乙が要した費用とは、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 救護班の派遣に要した人件費及び諸経費
 - (2) 救護班の調達した衛生材料等の費用
 - (3) 救護班員の使用備品等が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用

（扶助金）

第7条 甲は、救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法

(昭和22年法律第118号)の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(紛争)

第8条 救護班員が第3条に規定する救護活動を行うに際し、紛争を生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ、誠意を持って解決のために適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙誠意をもって協議するものとする。

(補則)

第10条 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

1 この協定書の有効期間は令和5年2月8日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

令和5年2月8日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市中川区柳川町4番24号
一般社団法人愛知県鍼灸マッサージ師会
会長 中川 徹

災害時動物救護に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と公益社団法人名古屋市獣医師会（以下「乙」という。）は、名古屋市域において災害が発生した場合の動物救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲と乙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条に規定する動物救護活動を実施する上で必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（対象動物）

第3条 本協定の対象となる動物は、愛玩動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管されている犬及び猫で、被災したものとする。

（相互協力の内容）

第4条 相互協力により実施する動物救護活動（以下、活動という。）の内容は、次のとおりとする。

（1）乙又は乙の会員の保有する受け入れ可能な施設における次の活動

- ア 負傷動物の保護収容及び治療
- イ 保護収容した負傷動物の情報の、甲への提供
- ウ 被災動物の健康相談及び飼育相談等動物救護活動に必要な措置

（2）甲から要請のあった避難所における被災動物の健康相談及び飼育相談

（要請等の手続）

第5条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

（1）活動の内容

（2）活動を行う場所

（3）活動を行う日時

（4）前各号に掲げるものの他、必要な事項

（活動の履行）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、第4条の規定のうち、被災状況等を考慮し可能な限り必要な活動を実施するものとする。

2 甲と乙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（活動の終了）

第7条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を記載した文書により甲に報告するものとする。

（1）活動の内容

（2）活動を行った場所

（3）活動を行った日時

（4）前各号に掲げるものの他、必要な事項

（経費の負担）

第8条 活動で使用する備品、飼料、医薬品及びその他必要な資材等の費用については、活動終了後に、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙は、企業等からの寄付物品等を活用することにより、経費の負担を最小限にするよう努めるものとする。

（連絡体制）

第9条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあっては名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課、乙にあっては公益社団法人名古屋市獣医師会事務局とする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

（必要物資等の確保）

第10条 甲と乙は、動物救護活動に必要となる物資を備蓄することに努め、その物資保管施設は甲乙双方が確保するよう努めるものとする。

（平常時の飼主への啓発）

第11条 甲と乙は、家庭動物の飼主に対し、災害時に備えて必要な措置を講ずるよう啓発に努めるものとする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（協定の期間及び更新）

第13条 この協定の有効期間は協定の成立した日から1年とする。ただし、協定期間満了日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲乙合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

（附則）

1 本協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

2 本協定発効と同時に、平成23年4月1日付けで、甲と乙が締結した災害時動物救護に関する協定書は失効する。

令和4年1月26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市中区大須四丁目12番21号

公益社団法人 名古屋市獣医師会

会長 三浦 春水

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、名古屋市域において地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るため、防疫活動の協力について次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害等の発生に際し、甲のみでは当該発生地域における防疫処置を十分に実施することが困難であると認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動（以下「防疫活動」という。）の実施について、協力を要請することができる。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に甲から要請する事項

（協力）

第2条 乙は、甲から防疫活動の協力要請を受けたときは、薬剤及び車両の調達並びに労力の提供等、可能な限り協力するものとする。

（会員名簿の作成等）

第3条 乙は、災害等の発生時における防疫活動体制を速やかに整えるため、防疫活動に協力する乙の会員名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動要請手続き）

第4条 甲は、乙に対し、防疫活動を要請するときは、防疫活動協力要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出することができる。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から防疫活動の要請を受けたときは、防疫活動に従事するのに適当な者を選び、直ちに要請された防疫活動の実施場所に出動させ、甲の職員の指示により防疫活動を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動に従事する者は、防疫活動をすべき場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動を開始するものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動を実施したときは、防疫活動実施報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が防疫活動を実施するのに要した薬剤、労務等の費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の支払方法）

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めたときは、前条の規定により算出した費用を乙の請求に基づき支払うものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報（個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものをいう。）を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正にしなければならない。

（連絡責任者）

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は健康福祉局健康部環境業務課長、乙の連絡責任者は事務局長とする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日までに甲、乙何れからも異議の申出がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年6月12日

甲　　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者　名古屋市長　　河村　たかし

乙　　名古屋市中村区亀島二丁目1番1号

公益社団法人　愛知県ペストコントロール協会

会長　　川瀬　充

医薬品等供給センターの設置等に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と愛知学院大学（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、甲が乙の所有する施設に、医薬品、衛生材料及び医療機器等の集配拠点（以下「供給センター」という。）を設置し使用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（供給センター）

第1条 甲は、名古屋市地域防災計画に基づき供給センターを設置する必要が生じたときは、次条で指定する施設に供給センターを設置し、医薬品等の受入れ、仕分け、在庫管理及び払出しのために使用できるものとする。

（指定施設）

第2条 供給センターとして指定する施設は、次に掲げるとおりとする。

施設名：愛知学院大学名城公園キャンパス

所在地：名古屋市北区名城三丁目1番1号

（協力要請）

第3条 甲は、供給センターを設置する必要が生じたときは、乙に対し指定施設の使用を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行う場合、乙に対し指定施設の被害状況等必要な情報の報告を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあった場合、被害状況等の報告を行うものとする。

（協力要請の手続）

第4条 甲は乙に対し、指定施設の使用について協力を要請するときは、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（協力要請への対応）

第5条 乙は、甲から前条に規定する協力要請を受けた場合は、指定施設を提供するとともに施錠管理等の協力を行うものとする。

（閉鎖）

第6条 甲が供給センターを閉鎖するときは、乙に対し文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭等で通知し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲が供給センターを閉鎖するときは、原状復帰させた上で乙に引き渡すものとする。

（使用期間）

第7条 指定施設の使用期間は前条に規定する通知の閉鎖日までとする。ただし、乙が運営上、施設の提供が困難となった場合はこの限りでない。

（費用負担）

第8条 乙は、甲に指定施設を無償で貸与するものとし、甲は、指定施設の使用に伴い特別に発生した費用の実費相当額を支払うものとする。

2 前項の費用は、法令その他で定めがあるものを除き、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙間の協議により決定するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条第2項による決定後、速やかに費用を支払うものとする。

(疑義の決定)

第10条 本協定において定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙間の協議にて決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示をしない限り、期間満了の日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 この協定の実施について必要な手続き及びその他の事項は、別途、乙と協議の上、甲が別に定める。

本協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年6月15日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市北区名城三丁目1番1号

愛知学院大学

代表者 学長 佐藤 悅成

災害時における入浴機会の提供に関する協定書

(趣旨)

第1条 名古屋市（以下「甲」という。）及び愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、名古屋市域に災害救助法が適用された場合において、市民の公衆衛生の向上を図ることを目的とし、甲の要請に基づき乙が実施する入浴機会の提供等について必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定における対象施設は、乙の組合員（名古屋市外の施設を含む。）が管理する入浴施設とする。

(要請)

第3条 乙は、甲の要請に基づき、市内の避難所等で生活している、断水又は自宅の入浴設備が被災している等の理由により入浴できない者（以下、「被災者」という。）に対し、対象施設において可能な範囲で入浴の機会を提供するものとする。

(要請手続等)

第4条 前条の要請は、甲が別に定める文書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じ、連絡調整及び広報などの措置をとるものとする。

(提供の期間)

第5条 第3条に掲げる提供の期間は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙が第3条に規定に基づき入浴の機会の提供を行う際の被災者の入浴料は、甲が負担するものとする。

(損害の補償)

第7条 第3条の規定に基づく入浴の機会の提供に係る業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における損害賠償及び第3条に規定する入浴の機会の提供により被災者や第三者へ損害を与えた場合における損害賠償は、乙の負担とする。

(訓練及び防災啓発への協力)

第8条 乙は、この協定に基づき入浴の機会の提供が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う訓練に参加するものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に係る啓発について、可能な範囲において協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は、期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、お互いに緊急時の連絡先を取り交わし、隨時更新するものとし、平時から、災害時に備え連携する。

(守秘義務)

第11条 乙は、この協定を通じて知りえた秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(協議事項)

第12条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

令和6年12月26日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市

名古屋市長 広沢 一郎

乙 名古屋市中区千代田3丁目9番14号
愛知県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 高井 洋明

計画参考 43-2 災害時安否確認の情報提供に関する協定書（1/3）

名古屋市（以下「甲」という。）と 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会（以下「乙」という。）は、名古屋市内で災害が発生した場合における名古屋市内のサービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う名古屋市内のサービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した場合又は避難勧告が発令された災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、名古屋市内のサービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 報告の内容は、原則として、別記様式に定めるふりがなを付した氏名、住所、生年月日及びその者に係る安否情報等とする。

3 情報提供先は名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課とし、電子データによる提供を原則とする。ただし、災害により、電子データによる情報提供ができない場合には、ファクシミリ等の通信手段によることができる。なお、災害により電子データによる提供ができない場合には、最寄りの区役所又は災害救助地区本部に様式を提出することを妨げない。

4 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（訓練の参加）

第3条 甲及び乙は、大規模な災害に備えて、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

（費用負担）

第4条 事業者が甲に対して情報提供すること及び訓練の参加に要する費用は事業者の負担とする。

（免責）

第5条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

令和7年2月18日

甲 名古屋市

名古屋市長 広沢 一郎

乙 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会

事務局長 佐藤 洋平

※平成18年6月1日締結、令和7年2月18日変更

災害時安否確認の情報提供に関する協定書（2/3）

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（以下「乙」という。）は、名古屋市内で災害が発生した場合における名古屋市内のサービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災企画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う名古屋市内のサービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めたものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した場合または避難勧告が発令された災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、名古屋市内のサービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 報告の内容は、別記様式に定めるふりがなを付した氏名、住所、生年月日又その者に係る安否情報等とする。

3 情報提供先は名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課または名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課とし、電子メール、ファクシミリの手段による提供を原則とする。

ただし、災害により、電子メール、ファクシミリの通信手段が確保できない場合には、最寄の区役所等へ必要事項を記載した用紙を持参する方法で行うものとする。

4 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲を実施する安否情報の災害対策に活用するものとする。

（費用負担）

第3条 事業者が甲に対して情報提供することに要する費用は事業者の負担とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ敬意をもって協議するものとする

附 則

1 この協定の期間は1年間とし、平成18年6月20日から適応する。

2 この協定は、甲乙双方に異議のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。

3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成18年6月20日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原 武久

乙 名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会

会長 酒井 光雄

災害時案確認の情報提供に関する取扱について

1 安否確認をする範囲

介護保険サービス利用者、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者のうち、名古屋市内のサービス利用者とする。

ただし、短期入所サービス、認知症高齢者グループホーム及び特定施設等を利用中の方は、安否確認対象から除く。

2 安否確認の重複

事業者間で利用者が重複することで、同一人に対して複数の安否確認が行われることが想定されるが、やむを得ないものであり、情報提供にあたっての調整等は行わない。

また、介護保険サービス利用者、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス利用者の安否確認情報を区分できない場合は、あえて、区分して報告することを要しない。

3 情報提供を求める災害

名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した地域、あるいは非難勧告が発令された災害が発生した地域がある場合に、地域内の居住者を中心に安否確認を行い、その結果を名古屋市に情報提供する。

4 様式内の「要援助」とは

安否確認の段階で知りえた、地域住民や事業者の援助だけでは対応が困難なケース。今後、優先的に援助が必要となる方の援助に関する情報を提供する場合に「要援助欄」にチェックし、状況等を参考欄に記入する。

ただし、避難所へ非難が確認されたケースについては、チェックや備考欄への記入は要しない。

5 個人情報の取扱について

各事業者は、各利用者から個人情報を名古屋市に提供することについて、事前に用意しておくものとする。

6 伝達手段について

名古屋市への情報提供に際しては、できる限り電子メールを活用することとし、補助手段としてファクシミリを利用する。なお、停電等で電子メールやファクシミリが使用できない場合には、最寄の区役所、支所へ持参することとする。

災害時安否確認の情報提供に関する取扱について

1 安否確認をする範囲

名古屋市内の居宅サービス利用者とする。

2 安否確認の重複

事業者間で利用者が重複することで、同一人に対して複数の安否確認が行われることが想定されるが、やむを得ないものであり、情報提供にあたっての調整等は行わない。

3 情報提供を求める災害

名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した地域、あるいは避難勧告が発令された災害が発生した地域がある場合に、地域内の居住者を中心に安否確認を行い、その結果を名古屋市に情報提供する。

4 様式内の「要援助」とは

安否確認の段階で知りえた、地域住民や事業者の援助だけでは対応が困難なケース。今後、優先的に援助が必要となる方の援助に関する情報を提供する場合に「要援助欄」にチェックし、状況等を備考欄に記入する。

ただし、避難所へ避難が確認されたケースについては、チェックや備考欄への記入は要しない。

5 個人情報の取扱について

各事業者は、各利用者から個人情報を名古屋市に提供することについて、事前に同意を得るものとする。

6 伝達手段について

名古屋市への情報提供に際しては、できる限り電子メールを活用することとし、補助手段としてファクシミリを利用する。なお、停電等で電子メールやファクシミリが使用できない場合には、最寄の区役所、支所へ持参することとする。

災害時安否確認の情報提供に関する協定書（3/3）

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋市生活支援事業所連絡会（以下「乙」という。）は、名古屋市内で災害が発生した場合における名古屋市内の居宅サービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う名古屋市内の居宅サービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第2条 乙は、前条に定める災害のうち、名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した場合または避難勧告が発令された災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、名古屋市内の居宅サービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 報告の内容は、別記様式に定めるふりがなを付した氏名、住所、生年月日及びその者に係る安否情報等とする。

3 情報提供先は名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課とし、電子メール、ファクシミリの手段による提供を原則とする。ただし、災害により、電子メール、ファクシミリの通信手段が確保できない場合には、最寄の区役所等へ必要事項を記載した用紙を持参する方法で行うものとする。

4 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（費用負担）

第3条 事業者が甲に対して情報提供することに要する費用は事業者の負担とする。

（協議）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

附 則

- 1 この協定の期間は1年間とし、平成18年7月1日から適用する。
- 2 この協定は、甲乙双方に異義のない場合には、1年を単位として年々自動的に更新するものとする。
- 3 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各1通を保有する。

平成18年7月1日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原 武久

乙 名古屋市生活支援事業所連絡会

代表 大川 美知子

計画参考 43-3 災害時におけるタクシーによる緊急輸送等に関する協定書（市対名古屋タクシー協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋タクシー協会（以下「乙」という。）とは、災害時における名古屋市と名古屋タクシー協会との連携協定第2条第3項の規定に基づき、大規模な地震又は風水害が発生した場合におけるタクシーによる緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙及び乙の協会員（以下「会員」という。）に対して協力を要請するものとし、乙及び会員は可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲が行う前項の要請は、災害救助法が適用された災害時に、愛知県の広域調整の下で行われるものとする。ただし、愛知県による名古屋市の区域を含めた広域調整を要しない場合はその限りではない。

3 要請は、甲が別に定める文書をもって乙及び会員に要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

4 会員は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲及び乙に報告するものとする。

5 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう努めるものとする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙及び会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）災害応急対策に必要な要員の輸送業務

（2）災害に伴う要配慮者及びその家族等の搬送業務

（業務報告）

第3条 会員は、第2条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかにその状況を電話又は口頭で甲及び乙に報告する。ただし、甲の職員の付き添いがある場合には甲への報告は省略することができる。

（費用の負担及び支払い）

第4条 この協定に基づき、会員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、会員が甲に供給した搬送等業務終了後において、会員が提出する搬送等実績報告書等に基づき、会員が中部運輸局長への手続きを経て実施している運賃及び料金を基準として、甲及び会員が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項で決定した費用について、会員から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（事故発生時の取扱い）

第5条 会員は、タクシーの運行等に際し、事故が発生したときは、甲及び乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

2 会員の供給したタクシーが故障その他の理由により運行を中断したときは、会員は、速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第6条 会員は、タクシーの運行に際し、会員の責めに帰する理由によりタクシーの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(災害補償)

第7条 甲は、会員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、次に掲げる場合を除き、「消防団員等の災害補償に関する条例」(昭和36年名古屋市条例第10号)に準じて、その損害を補償するものとする。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(協力会員名簿等の提出)

第8条 乙は、会員のうち、この協定に基づく業務に協力できる会員の連絡先を記載した名簿及び所有するタクシー車両の台数一覧を毎年度1回、甲に提出するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙及び会員は、この協定に基づく業務を実施する上で、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(訓練への協力)

第10条 乙及び会員は、平常時に甲が実施する訓練に協力するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和3年2月16日

甲 名古屋市

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

代表者 名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋タクシー協会

名古屋市昭和区滝子町30番16号

代表者 会長 天野 清美

計画参考 43-4 災害時における要介護高齢者に対する在宅サービス等の提供に関する協定書

全国介護事業者連盟東海・北陸ブロック支部（以下「甲」という。）と名古屋市（以下「乙」という。）は、災害時における要介護高齢者に対する在宅サービス等の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市の区域内（以下「市内」という。）で災害が発生した場合に、甲と乙が協力して市内の避難所及び福祉避難所等（以下「避難所等」という。）へ避難した要介護高齢者に対する在宅サービス等の提供を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第2条第1号に規定する災害を指す。

2 この協定において「要介護高齢者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者を言う。

（サービス提供）

第3条 乙は、災害が発生した際は、必要に応じて避難所等へ避難している要介護高齢者に対して在宅サービス等を提供するよう、甲を通じ、甲に加入する各事業所のうち本協定の目的に賛同する事業所（以下「事業者」という。）に要請できる。

2 事業者は、乙の要請に可能な範囲で応じるものとする。

（費用負担）

第4条 乙は、前条に規定するサービス提供に要した費用（介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付の対象となるサービス及び災害救助法（昭和22年法律第118号）第18条に規定する費用の支弁の対象となる費用等、他の制度により賄われるものを除く）を負担するものとする。ただし、費用の範囲及び額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第5条 乙は、第3条に規定するサービスの提供に従事した事業者の従業員が当該業務の従事中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合で、他の法令その他により補償を受けることができないときは、損害補償について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(守秘義務等)

第7条 甲は、第3条に規定するサービス提供により知りえた個人情報を、乙及び事業者以外の者に漏らしてはならない。この協定満了後についても、また同様とする。

2 甲は、前項に規定する個人情報を乙の指示する目的以外に、使用し、および第三者（事業者を除く。）に提供してはならない。

3 甲は、事業者に対して、前2項の規定に準じた取り扱いをさせなければならない。

(期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申し出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の条項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年4月22日

甲 名古屋市東区泉1丁目19番8号 フロンティアビル
一般社団法人 全国介護事業者連盟 東海・北陸ブロック支部
ブロック長 原口 秀樹

乙 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市長 河村 たかし

計画参考 44-1 災害時における応急対策業務に関する協定（市対市建設業協会）

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に名古屋市（以下「甲」という。）が名古屋市地域防災計画に基づきすみやかに応急対策が行えるよう、社団法人名古屋建設業協会（以下「乙」という。）が協力するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、名古屋市のみでは十分な応急対策を実施することができない場合は、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

(建設資機材等の提供)

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに建設資機材、労力等を提供するものとする。

(費用の負担)

第4条 乙が前条に基づく協力に要した費用は、甲が負担する。

(補償)

第5条 この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和 36 年名古屋市条例 10 号）を適用し補償する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(附則)

第7条 この協定は平成 7 年 11 月 20 日から効力を発生する。

平成 7 年 11 月 20 日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 西 尾 武 喜 印

乙 名古屋市東区泉一丁目 13 番 34 号

社団法人 名古屋建設業協会

会 長 姫 野 邦 夫 印

災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対市建設業協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人名古屋建設業協会（以下「乙」という。）は、平成7年11月20日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、応急対策業務の実施に関する細目的事項について次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、道路、河川、公園、ため池等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して文書又は口頭により建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。ただし、状況により名古屋市災害対策本部緑政土木部長、若しくは副部長、又は緑政土木部所属の各班長、若しくは土木隊長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、出動の要請をすることができるものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 名古屋市内において震度6弱以上の地震が発生した場合、又は東海地震注意情報が発表された場合は第7条の規定に基づき応急対策を担当する会員は、前2項の規定にかかわらず、甲の出動要請を待たずに直ちに出動し、業務を開始するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、この協定に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻及び建設資機材等を当該業務を実施する場所を管轄する土木隊長又は各班長（以下「隊長等」という。）に報告しなければならない。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は隊長等が行い、会員はその指示に従うものとする。

2 災害現場に市職員が派遣されていない場合は、会員は自ら要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務完了の報告）

第5条 会員は、業務が終了した時は、直ちに隊長等に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 会員は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（協力体制の報告）

第7条 乙は、甲が名古屋市地域防災計画で定める地震時の緊急輸送道路のうち、路線と区間を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式1及び工区図により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲がため池を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式2により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲が各区の土木隊およびポンプ施設班に協力する会員をあらかじめ定めることを要請した場

合は、様式3により甲に報告するものとする。

4 乙は、甲が公園を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式4により甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第8条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に出動できる建設資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

第10条 この協定は平成7年11月20日から効力を発生する。

平成7年11月20日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 西尾武喜 印

乙 名古屋市東区泉一丁目13番34号

社団法人 名古屋建設業協会

会長 姫野邦夫 印

附 則

この協定は、平成14年12月1日から施行する。

この協定は、平成16年2月15日から施行する。

この協定は、平成23年8月30日から施行する。

様式1

緊急輸送道路応急対策担当会員報告書

ため池応急対策担当会員報告書

土木隊等協力會員報告書

樣式4

広域防災拠点となっている公園の応急対策担当会員報告書

災害時における応急対策業務に関する協定（市対県建設業協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に名古屋市（以下「甲」という。）が名古屋市地域防災計画に基づきすみやかに応急対策が行えるよう、社団法人愛知県建設業協会（以下「乙」という。）が協力するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、名古屋市のみでは十分な応急対策を実施することができない場合は、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（建設資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに建設資機材、労力等を提供するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が前条に基づく協力に要した費用は、甲が負担する。

（補償）

第5条 この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和 36 年名古屋市条例 10 号）を適用し補償する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

（附則）

第7条 この協定は平成 7 年 11 月 20 日から効力を発生する。

平成 7 年 11 月 20 日

甲　名古屋市

　　代表者　名古屋市長　　西　尾　武　喜　　印

乙　名古屋市中区栄三丁目 28 番 21 号

　　社団法人　愛知県建設業協会

　　会　長　　杉　浦　　弘　　印

災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対県建設業協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県建設業協会（以下「乙」という。）は、平成7年11月20日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、応急対策業務の実施に関する細目的事項について次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、道路、河川、ため池等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して文書又は口頭により建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。ただし、状況により名古屋市災害対策本部土木部長、又は土木部所属の各班長、隊長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、出動の要請をできるものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 名古屋市内において震度6以上の地震が発生した場合、第7条の規定に基づき報告した応急対策担当の会員は、前2項の規定に係わらず、甲の出動要請を待たずに直ちに出動し、業務を開始するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、この協定に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻及び建設資機材等を当該業務を実施する場所を管轄する土木作業隊長又はポンプ施設班長（以下「隊長等」という。）に報告しなければならない。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は隊長等が行い、会員はその指示に従うものとする。

2 災害現場に市職員が派遣されていない場合は、会員は自ら要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務完了の報告）

第5条 会員は、業務が終了した時は、直ちに隊長等に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 会員は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（協力体制の報告）

第7条 乙は、甲が名古屋市地域防災計画で定める地震時の緊急道路のうち、路線と区間を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式1及び工区図により甲に報告するものとする。

2 乙は、甲がため池を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式2により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲が各区の土木作業隊およびポンプ施設班に協力する会員をあらかじめ定めることを要請した場合は、様式3により甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第8条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に出動できる建設資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

第10条 この協定は平成7年11月20日から効力を発生する。

平成7年11月20日

甲	名古屋市			
	代表者	名古屋市長	西 尾 武 喜	印
乙	名古屋市中区栄三丁目28番21号			
	社団法人 愛知県建設業協会			
	会 長		杉 浦 弘	印

様式1

緊急道路応急対策担当会員報告書

ため池応急対策担当会員報告書

土木作業隊等協力会員報告書

災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県測量設計業協会（以下「乙」という。）及び社団法人建設コンサルタンツ協会中部支部（以下「丙」という。）とは、災害時における道路施設及び河川施設等の緊急的な災害応急対策の支援に関する測量・調査設計業務に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路施設及び河川施設等（以下「所管施設」という。）について発生した災害に関し、緊急的な災害応急対策を講ずるに当たり、甲、乙、丙が協力し、もって、被害の拡大の防止と被災所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲単独では十分に緊急的な災害応急対策を実施することができない場合は、乙及び丙に対し協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 甲が乙及び丙に協定を要請する業務は、所管施設の被害状況の調査・記録、応急対策についての助言等とする。

（技術者等の確保）

第4条 乙及び丙は、緊急的な災害応急対策を早急に実施できるよう、予め必要な技術者を確保し、その実施体制を定め甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 前条に基づき甲に報告する所管施設についての緊急的な災害応急対策の実施体制は、乙及び丙の会員による編成表及び連絡系統とし、編成表には動員できる会員等を記載するものとする。

なお、乙及び丙は編成表及び連絡系統については、年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。また、甲から要請があったときには、速やかに最新情報を提供するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ1通を保有するものとする。

平成15年3月20日

甲　名古屋市

　　代表者　名古屋市長　松原武久

乙　社団法人　愛知県測量設計業協会

　　会長　石田弘幸

丙　社団法人　建設コンサルタンツ協会中部支部

　　支部長　石井晃一

附 則

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県測量設計業協会（以下「乙」という。）及び社団法人建設コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、平成15年3月20日をもって甲、乙及び丙との間に締結した「災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定」の第6条の規定に基づき、災害応急対策業務の支援に関する細目事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は以下のとおりとする。

（1）甲が所管する公共土木施設の災害復旧工事に係る測量及び設計支援に関すること。

2 甲が丙に協力を要請する業務は以下のとおりとする。

（1）甲が所管する橋梁の災害復旧工事に係る測量及び設計支援に関すること。

（2）甲が所管する橋梁の緊急点検に関すること。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、文書又は口頭により出動を要請するものとする。ただし状況により、名古屋市災害対策本部緑政土木部所属の部長、各副部長、部員、班長及び班員から出動を要請できるものとする。

（業務の指示）

第3条 乙に所属する会員に対する業務の指示は、緑政土木局道路部、河川部、緑地部及び東山総合公園所属の課長又は土木事務所長（以下「課長等」という。）が行う。

2 丙に所属する会員に対する業務の指示は、橋梁課長又は土木事務所長が行う。

3 乙及び丙に所属する会員（以下「会員」という。）は、課長等からの指示に従い、業務を行うものとする。また、会員は業務場所に本市職員が派遣されていない場合においても、指示事項に従い、業務を行うものとする。

（業務の実施）

第4条 乙及び丙は、この協定に基づき業務の指示があったときは、速やかに業務を実施するものとする。

（業務完了の報告）

第5条 会員は、業務が完了したときは当該業務を指示した課長等にその旨報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 会員は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

（附則）

第8条 この協定は平成20年4月1日から効力を発生する。

計画参考 44-2 災害時における応急対策業務に関する協定の市設建築物に係る実施の細目協定(市対市建設業協会)

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人名古屋建設業協会（以下「乙」という。）は、平成7年11月20日をもって甲と乙との間に締結した災害時における応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第6条第2項の規定に基づき、応急対策業務の実施に関する細目的事項について次のとおり細目協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、名古屋市地域防災計画に掲げる防災拠点施設のうち、避難所となる市設建築物を対象とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設の被害状況の確認（被害状況調査）及び危険性のある飛散物の片付けなど確認の際に行う当面の安全対策（被害拡大防止のための緊急対応）。
- (2) 防災拠点施設として最低限の機能の確保をするための応急修繕。

（要請の方法）

第2条 協定第2条に基づく協力要請は、名古屋市災害対策本部住宅都市部営繕班から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務概要、日時、場所を指定して文書又は口頭により行うものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、協力要請があったときは、会員をして速やかに甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻等を、施設管理者に報告しなければならない。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は施設管理者が行い、会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第5条 会員は、業務が終了した時は、直ちに施設管理者に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第1条に掲げる業務に要した費用のうち、同条第2号にかかる費用については、協定第4条の規定に基づき、甲の負担とする。

ただし、第1条第1号にかかる費用については、協定第4条の規定にかかわらず、乙が負担する。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条にもとづいて甲に対し費用を請求する場合、その請求は業務終了後に行うものとする。この場合の請求の手続については、会員から各施設管理者に対し行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第8条 乙は、災害時に出動できる会員の名簿、災害時の連絡系統その他応急修理の実施に関して甲が事前に報告を要請した事項（以下「実施体制等」という。）をあらかじめ甲に報告しておくものとする。

2 乙は、前項の実施体制等を改正した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この細目協定に定めのない事項又はこの細目協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

第10条 この細目協定は平成22年12月9日から効力を発生する。

平成22年12月9日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河 村 た か し

乙 名古屋市東区泉一丁目13番34号

社団法人 名古屋建設業協会

会 長 山 田 厚 志

計画参考 44-3 災害時における応急対策業務に関する協定（市対4団体）

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人名古屋設備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における防災拠点施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に防災拠点施設となる市設建築物において、給排水設備に被害が発生した場合に、その機能を速やかに回復するため、甲と乙が協力し、損壊箇所の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、迅速な災害応急対策の実施のために乙の協力が必要となる場合、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づき、災害応急対策業務を行う施設は、名古屋市地域防災計画に掲げる防災拠点施設のうち、避難所となる市設建築物とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防災拠点施設の給排水設備が機能しているかの確認（被害状況調査）、及び確認の際に行う止水等の安全対策（被害拡大防止のための緊急対応）。
- (2) 防災拠点施設として最低限の機能の確保をするための応急修繕。

（要請の方法）

第5条 この協定にもとづく協力要請は、名古屋市災害対策本部住宅都市部営繕班から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務概要、日時、場所を指定して文書又は口頭により行うものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、協力要請があったときは、会員をして速やかに甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻等を、施設管理者に報告しなければならない。

（業務の指示）

第7条 業務の指示は施設管理者が行い、会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第8条 会員は、業務が終了した時は、直ちに施設管理者に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙が第4条に掲げる業務に要した費用のうち、同条第1号にかかる費用については、乙の負担とし、同条第2号にかかる費用については甲が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条にもとづいて甲に対し費用を請求する場合、その請求は業務終了後に行うものとする。この場合の請求の手続については、会員から各施設管理者に対し行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第11条 乙は、災害時に出動できる会員の名簿、災害時の連絡系統その他応急修理の実施について甲が事前に報告を要請した事項（以下「実施体制等」という。）をあらかじめ甲に報告しておくものとする。

2 乙は、前項の実施体制等を改正した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）の規定により補償する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(附則)

第14条 この協定は平成22年5月26日から効力を発生する。

平成22年5月26日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 名古屋市中区丸の内三丁目14番11号
一般社団法人 名古屋設備業協会
会長 稔田政幸

災害時における応急対策業務に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人名古屋電気工事業経営協会（以下「乙」という。）とは、災害時における防災拠点施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に防災拠点施設となる市設建築物において、電気設備に被害が発生した場合に、その機能を速やかに回復するため、甲と乙が協力し、損壊箇所の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、迅速な災害応急対策の実施のために乙の協力が必要となる場合、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づき、災害応急対策業務を行う施設は、名古屋市地域防災計画に掲げる防災拠点施設のうち、避難所となる市設建築物とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防災拠点施設の電気設備が機能しているかの確認（被害状況調査）、及び確認の際に行う電源処置等の安全対策（被害拡大防止のための緊急対応）。
- (2) 防災拠点施設として最低限の機能の確保をするための応急修繕。

（要請の方法）

第5条 この協定にもとづく協力要請は、名古屋市災害対策本部住宅都市部営繕班から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務概要、日時、場所を指定して文書又は口頭により行うものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、協力要請があったときは、会員をして速やかに甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻等を、施設管理者に報告しなければならない。

（業務の指示）

第7条 業務の指示は施設管理者が行い、会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第8条 会員は、業務が終了した時は、直ちに施設管理者に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙が第4条に掲げる業務に要した費用のうち、同条第1号にかかる費用については、乙の負担とし、同条第2号にかかる費用については甲が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条にもとづいて甲に対し費用を請求する場合、その請求は業務終了後に行うものとする。この場合の請求の手続については、会員から各施設管理者に対し行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第11条 乙は、災害時に出動できる会員の名簿、災害時の連絡系統その他応急修理の実施について甲が事前に報告を要請した事項（以下「実施体制等」という。）をあらかじめ甲に報告しておくものとする。

2 乙は、前項の実施体制等を改正した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）の規定により補償する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(附則)

第14条 この協定は平成22年5月26日から効力を発生する。

平成22年5月26日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 名古屋市中区富士見町5番31号

一般社団法人 名古屋電気工事業経営協会

代表理事 村上秀樹

災害時における応急対策業務に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県空調衛生工事業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における防災拠点施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に防災拠点施設となる市設建築物において、給排水設備に被害が発生した場合に、その機能を速やかに回復するため、甲と乙が協力し、損壊箇所の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、迅速な災害応急対策の実施のために乙の協力が必要となる場合、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づき、災害応急対策業務を行う施設は、名古屋市地域防災計画に掲げる防災拠点施設のうち、避難所となる市設建築物とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）防災拠点施設の給排水設備が機能しているかの確認（被害状況調査）、及び確認の際に行う止水等の安全対策（被害拡大防止のための緊急対応）。
- （2）防災拠点施設として最低限の機能の確保をするための応急修繕。

（要請の方法）

第5条 この協定にもとづく協力要請は、名古屋市災害対策本部住宅都市部営繕班から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務概要、日時、場所を指定して文書又は口頭により行うものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、協力要請があったときは、会員をして速やかに甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻等を、施設管理者に報告しなければならない。

（業務の指示）

第7条 業務の指示は施設管理者が行い、会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第8条 会員は、業務が終了した時は、直ちに施設管理者に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙が第4条に掲げる業務に要した費用のうち、同条第1号にかかる費用については、乙の負担とし、同条第2号にかかる費用については甲が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条にもとづいて甲に対し費用を請求する場合、その請求は業務終了後に行うものとする。この場合の請求の手続については、会員から各施設管理者に対し行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第11条 乙は、災害時に出動できる会員の名簿、災害時の連絡系統その他応急修理の実施について甲が事前に報告を要請した事項（以下「実施体制等」という。）をあらかじめ甲に報告しておくものとする。

2 乙は、前項の実施体制等を改正した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）の規定により補償する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(附則)

第14条 この協定は平成22年8月6日から効力を発生する。

平成22年8月6日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 名古屋市中区錦一丁目7番31号
一般社団法人 愛知県空調衛生工事業協会
会長 土川章

災害時における応急対策業務に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と社団法人愛知電業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における防災拠点施設の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に防災拠点施設となる市設建築物において、電気設備に被害が発生した場合に、その機能を速やかに回復するため、甲と乙が協力し、損壊箇所の早期復旧を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、迅速な災害応急対策の実施のために乙の協力が必要となる場合、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づき、災害応急対策業務を行う施設は、名古屋市地域防災計画に掲げる防災拠点施設のうち、避難所となる市設建築物とする。

（業務の内容）

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防災拠点施設の電気設備が機能しているかの確認（被害状況調査）、及び確認の際に行う電源処置等の安全対策（被害拡大防止のための緊急対応）。
- (2) 防災拠点施設として最低限の機能の確保をするための応急修繕。

（要請の方法）

第5条 この協定にもとづく協力要請は、名古屋市災害対策本部住宅都市部営繕班から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、業務概要、日時、場所を指定して文書又は口頭により行うものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、協力要請があったときは、会員をして速やかに甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻等を、施設管理者に報告しなければならない。

（業務の指示）

第7条 業務の指示は施設管理者が行い、会員はその指示に従うものとする。

（業務の報告）

第8条 会員は、業務が終了した時は、直ちに施設管理者に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 乙が第4条に掲げる業務に要した費用のうち、同条第1号にかかる費用については、乙の負担とし、同条第2号にかかる費用については甲が負担する。

(費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、前条にもとづいて甲に対し費用を請求する場合、その請求は業務終了後に行うものとする。この場合の請求の手続については、会員から各施設管理者に対し行うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第11条 乙は、災害時に出動できる会員の名簿、災害時の連絡系統その他応急修理の実施について甲が事前に報告を要請した事項（以下「実施体制等」という。）をあらかじめ甲に報告しておくものとする。

2 乙は、前項の実施体制等を改正した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(補償)

第12条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）の規定により補償する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(附則)

第14条 この協定は平成22年8月6日から効力を発生する。

平成22年8月6日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 名古屋市中区栄三丁目15番27号

COI名古屋プラザビル7階

社団法人 愛知電業協会

会長 越智洋

計画参考 44-4 大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定（市対2団体）

名古屋市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知県建築士事務所協会(以下「乙」という。)は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震時に甲が指定している避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、甲と乙が協力し、応急危険度判定業務を迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「会員」とは、乙に属する者のうち、被災建築物応急危険度判定士に登録し、甲の行う避難所の応急危険度判定業務に協力する者をいう。

(地震発生時の協力要請)

第3条 甲は避難所開設時の安全確認の結果により、応急危険度判定が必要であると判断し、乙の協力が必要となる場合は、乙に対し協力を要請することができる。

- 2 乙は要請があった場合は、甲に協力する。
- 3 乙は地震発生時に甲の要請に即応するため、あらかじめ、会員名簿の整備に協力する。

(災害対策活動への協力要請)

第4条 甲は乙に対し、区役所等が実施する防災訓練への講師派遣を依頼することができる。

(要請の方法)

第5条 第3条第1項に規定する協力要請は、甲から乙に対し、文書、口頭又は電子メール等により、日時、場所等を指定して参集要請を行うものとする。

- 2 名古屋市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は前項の参集要請があったものとみなして名古屋市役所又はあらかじめ甲が指定した場所に参集する。

(業務の内容)

第6条 第3条第1項の規定に基づき甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急危険度判定と使用可否の説明
- (2) 応急措置が必要な場合の指示内容の教示

(業務の実施)

第7条 乙は第3条第1項に規定する協力要請があったときは、会員を派遣し、甲に設置される災害対策本部の指示に従い応急危険度判定の業務を実施させる。

(補償)

第8条 甲は、会員及び第4条の規定により講師として派遣される者(以下この条において「会員等」という。)に以下の事態が発生した場合に備えて、保険加入等の補償に必要な措置を講ずる。

- (1) 会員等が、この協定に基づき応急危険度判定等の業務に従事中に、死亡又は負傷した場合
- (2) 会員等が、前号に規定する業務に従事中に、故意又は重大な過失によらずに第三者に損害を与え、損害賠償の責任を負うこととなった場合

2 前項に規定する保険に関する事務は甲が行うこととし、乙はそれに協力する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

この協定は平成28年3月22日から効力を発生する。なお、平成25年8月1日付けの協定は廃止する。

平成28年3月22日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人 愛知県建築士事務所協会
会長 朝岡市郎

大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定

名古屋市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知建築士会(以下「乙」という。)は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震時に甲が指定している避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、甲と乙が協力し、応急危険度判定業務を迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「会員」とは、乙に属する者のうち、被災建築物応急危険度判定士に登録し、甲の行う避難所の応急危険度判定業務に協力する者をいう。

(地震発生時の協力要請)

第3条 甲は避難所開設時の安全確認の結果により、応急危険度判定が必要であると判断し、乙の協力が必要となる場合は、乙に対し協力を要請することができる。

- 2 乙は要請があった場合は、甲に協力する。
- 3 乙は地震発生時に甲の要請に即応するため、あらかじめ、会員名簿の整備に協力する。

(災害対策活動への協力要請)

第4条 甲は乙に対し、区役所等が実施する防災訓練への講師派遣を依頼することができる。

(要請の方法)

第5条 第3条第1項に規定する協力要請は、甲から乙に対し、文書、口頭又は電子メール等により、日時、場所等を指定して参集要請を行うものとする。

- 2 名古屋市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は前項の参集要請があったものとみなして名古屋市役所又はあらかじめ甲が指定した場所に参集する。

(業務の内容)

第6条 第3条第1項の規定に基づき甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応急危険度判定と使用可否の説明
- (2) 応急措置が必要な場合の指示内容の教示

(業務の実施)

第7条 乙は第3条第1項に規定する協力要請があったときは、会員を派遣し、甲に設置される災害対策本部の指示に従い応急危険度判定の業務を実施させる。

(補償)

第8条 甲は、会員及び第4条の規定により講師として派遣される者(以下この条において「会員等」という。)に以下の事態が発生した場合に備えて、保険加入等の補償に必要な措置を講ずる。

- (1) 会員等が、この協定に基づき応急危険度判定等の業務に従事中に、死亡又は負傷した場合
- (2) 会員等が、前号に規定する業務に従事中に、故意又は重大な過失によらずに第三者に損害を与え、損害賠償の責任を負うこととなった場合

2 前項に規定する保険に関する事務は甲が行うこととし、乙はそれに協力する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

この協定は平成28年3月22日から効力を発生する。

平成28年3月22日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人 愛知建築士会
会長 廣瀬高保

計画参考 44-5 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害発生時において被災した市民の住宅の早期復興に資するため、名古屋市地域防災計画に基づき甲が実施する施策に対する乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（住宅相談窓口の開設）

第1条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第2条 乙は、前条第1項の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

2 乙は、前条第1項の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の市民への支援）

第3条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第4条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第1条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、前項の周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第5条 甲及び乙は、災害時における住宅の早期復興に資するため、甲が実施する施策により乙の融資等において課題が生じるおそれがあるときは早期に協議を行うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、次の情報を適時適確に交換するものとする。

- 一 被災した住宅の再建、住宅の事前防災対策等に関する甲の施策及び乙の融資制度
- 二 災害発生時における住宅の被害状況と被災した市民からの住宅復興等に関する要望
- 三 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

2 甲及び乙は、前項の情報交換を行うための連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成27年12月14日から適用する。

なお、名古屋市長と住宅金融公庫名古屋支店長との間で締結した平成18年3月31日付け「災害時における住宅復興に向けた協力にかかる基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月14日

甲　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長　　河村 たかし　印

乙　東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
理事長　　加藤 利男　印

計画参考 44-6 災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定（市対市測量設計業協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と、一般社団法人名古屋市測量設計業協会（以下「乙」という。）は、災害時における道路施設及び河川施設等の緊急的な災害応急対策の支援に関する測量・調査設計業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路施設及び河川施設等（以下「所管施設」という。）について発生した災害に関し、緊急的な災害応急対策を講ずるに当たり、甲、乙が協力し、もって被害の拡大の防止と被災所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲単独では十分に緊急的な災害応急対策を実施することができない場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する業務は、所管施設の被害状況の把握等、災害応急対策についての支援とする。

（技術者等の確保）

第4条 乙は、緊急的な災害応急対策を早急に実施できるよう、予め必要な技術者等を確保し、その実施体制を定め甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

第5条 前条に基づき甲に報告する所管施設についての緊急的な災害応急対策の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とし、編成表には動員できる会員等を記載するものとする。

なお、乙は編成表及び連絡系統については、年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。また、甲から要請があったときには、速やかに最新情報を提供するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年 1月30日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 一般社団法人 名古屋市測量設計業協会

会長 今村鐘年

附 則

この協定は、平成26年 1月30日から施行する。

災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と、一般社団法人名古屋市測量設計業協会（以下「乙」という。）は、平成26年1月30日をもって、甲、乙との間に締結した「災害時における緊急的な災害応急対策業務の支援に関する協定」の第6条の規定に基づき、災害応急対策業務の支援に関する細目事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、甲が所管する公共土木施設の被害状況の調査・記録等、災害復旧工事に係る測量及び設計支援に関することとする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対し、文書又は口頭により出動を要請するものとする。ただし状況により、名古屋市災害対策本部緑政土木部所属の部長、各副部長、部員、班長及び班員から出動を要請できるものとする。

（業務の指示）

第3条 乙に所属する会員（以下「会員」という。）に対する業務の指示は、緑政土木局路政部、道路建設部、河川部、緑地部及び東山総合公園所属の課長又は土木事務所長（以下「課長等」という。）が行う。会員は、課長等からの指示に従い、業務を行うものとする。また、会員は業務場所に本市職員が派遣されていない場合においても、指示事項に従い、業務を行うものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、この協定に基づき業務の指示があったときは、速やかに業務を実施するものとする。

（業務完了の報告）

第5条 会員は、業務が完了したときは当該業務を指示した課長等にその旨報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 会員は、業務完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。甲は、請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

（附則）

第8条 この協定は平成26年1月30日から効力を発生する。

この協定締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成26年1月30日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　　河　村　た　か　し

乙 一般社団法人 名古屋市測量設計業協会
会長 今村鐘年

計画参考 44-7 災害時における米穀の売却に関する協定書（市対4事業者）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における米穀の売却に関する協定書（市対4事業者）（以下「甲」という。）が、[別記4事業者]（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「米穀」とは、災害時の炊き出しに対応可能な精米をいう。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に米穀の売却を要請する場合は、米穀の数量、履行地等及びその他必要と認める事項を記載した文書（別記 様式）をもって要請する。

ただし、緊急の場合は電話その他の通信方法によることができる。この場合においては、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、前条の要請があった時は、可能な限り甲に協力するものとする。

（売却）

第5条 乙は、甲へ米穀を売り渡すものとし、価格は原則として、災害が発生する直前の市場取引価格を基準に決定する。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲・乙協議の上定めるものとする。

（適用期間）

第7条 本協定は締結の日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏 名 名古屋市

代表者 名古屋市長 河 村 たかし

乙 住 所 [別記4事業者]

氏 名

災害救助用米穀緊急引渡要請書

年 月 日

様

名古屋市長

このことについて、災害時における米穀の売却に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請数量

対象戸数	対象人員	延食数	基準量	要請数量	備考
戸	人	食	65 g	Kg	

※基準量…精米 65g×2.3=150g(1食分)

2 引渡場所及び方法

3 引渡担当者 (氏名・連絡先)

4 その他連絡事項

(名古屋市緑政土木局 都市農業課 電話 972-2462)

別記

	所在 地	事業者名	締結代表者	協定締結年月日
1	東区代官町33番27号	なごや農業 協同組合	代表理事 組合長	平成13年10月1日 (平成24年10月1日)
2	西区新道一丁目14番4号	大和産業(株)	取締役社長	平成13年8月29日 (平成24年11月28日)
3	中村区本陣通四丁目18番地	大榮産業(株)	取締役社長	平成24年10月1日
4	中村区岩塚町字竜子田8番地	中部食糧(株)	代表取締役	平成24年10月1日

() は改定年月日

計画参考 44-8 災害時における応急対策業務に関する協定（市対市造園建設業協会）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に名古屋市(以下「甲」という。)が名古屋市地域防災計画に基づきすみやかに応急対策が行えるよう、一般社団法人名古屋市造園建設業協会(以下「乙」という。)が協力するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、または発生のおそれがあり、名古屋市のみでは十分な応急対策を実施することができない場合は、乙に対し災害応急対策業務への協力を要請することができる。

（建設資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し速やかに建設資機材、労力等を提供するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が前条に基づく協力に要した費用は、甲が負担する。

（補償）

第5条 この協定に基づき応急措置の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例(昭和 36 年名古屋市条例 10 号)を適用し補償する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

（附則）

第7条 この協定は平成 27 年 3 月 31 日から効力を発生する。

この協定を証するため本通 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

甲　　名古屋市

代表者　名古屋市長　河　村　た　か　し

乙　　一般社団法人　名古屋市造園建設業協会

理事長　梅　岡　美　喜　男

災害時における応急対策業務に関する協定の実施に関する細目協定（市対市造園建設業協会）

名古屋市(以下「甲」という。)と一般社団法人名古屋市造園建設業協会(以下「乙」という。)は、平成27年3月31日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、応急対策業務の実施に関する細目的事項について次のとおり協定を締結する。

(業務の内容)

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、公園等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等(以下「業務」という。)とする。

(出動の要請)

第2条 甲は乙に対し、業務内容、日時、場所を指定して文書又は口頭により建設資機材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。ただし、状況により名古屋市災害対策本部緑政土木部長、若しくは副部長、又は緑政土木部所属の各班長、若しくは土木隊長から、乙又は乙に属する会員(以下「会員」という。)に対し、出動の要請をすることができるものとする。

2 甲は、前項の出動要請が不可能な場合は、乙及び会員に対し、公共放送等により出動を要請するものとする。

3 名古屋市内において震度6弱以上の地震が発生した場合、又は東海地震注意情報が発表された場合は第7条の規定に基づき応急対策を担当する会員は、前2項の規定にかかわらず、甲の出動要請を待たずに直ちに出動し、業務を開始するものとする。

(業務の実施)

第3条 乙は、この協定に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者の氏名、出動した時刻及び建設資機材等を当該業務を実施する場所を管轄する土木隊長又は各班長(以下「隊長等」という。)に報告しなければならない。

(業務の指示)

第4条 業務の指示は隊長等が行い、会員はその指示に従うものとする。

2 災害現場に市職員が派遣されていない場合は、会員は自ら要請事項に従い業務を行うものとする。

(業務完了の報告)

第5条 会員は、業務が終了したときは、直ちに隊長等に報告するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 会員は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

(協力体制の報告)

第7条 乙は、甲が公園等を指定してあらかじめ応急対策を担当する会員を定めることを要請した場合は、様式1により甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第8条 乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に出動できる建設資機材等の数量を把握し、甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速や

かに甲に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して決め るものとする。

(附則)

第10条 この協定は平成27年3月31日から効力を発生する。

この協定を証するため本通2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとす る。

平成27年3月31日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河 村 た か し

乙 一般社団法人 名古屋市造園建設業協会

理事長 梅 岡 美 喜 男

計画参考 44-9 被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する協定（市対3団体）

名古屋市（以下「甲」という。）と、一般社団法人名古屋市測量設計業協会（以下「乙」という。）、愛知県土地家屋調査士会（以下「丙」という。）及び公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丁」という。）は、被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模自然災害等の発生に伴い、街区の復元に必要な測量業務等の対策を講ずるにあたり、甲、乙、丙及び丁が協力することにより、被災後における迅速なまちの復旧・復興に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、被災後において、甲単独では十分な測量業務等を実施することができない場合は、乙、丙及び丁に対し協力を要請することができる。

（測量業務等の内容）

第3条 甲が乙、丙及び丁に協力を要請する測量業務等は、道路等の境界確認に必要な業務とする。

（技術者等の確保）

第4条 乙、丙及び丁は、被災後の測量業務等を早急に実施できるよう、予め必要な技術者等を確保し、その実施体制を定め甲に報告するものとする。

（測量業務等の実施体制）

第5条 前条に基づき甲に報告する実施体制は、乙、丙及び丁の会員又は社員による編成表及び連絡系統とする。

なお、乙、丙及び丁は、実施体制について年度当初に見直しを行い、甲に報告するものとする。また、甲から要請があったときには、速やかに最新情報を提供するものとする。

2 測量業務等を実施するにあたり、乙、丙及び丁が相互に協力するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを定めるものとする。

（附則）

第7条 この協定は平成28年1月27日から効力を発生する。

この協定の証として、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年1月27日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河　　村　　た　か　し

乙　一般社団法人　名古屋市測量設計業協会

会　　長　　今　　村　　鐘　　年

丙 愛知県土地家屋調査士会
会 長 茶 谷 和 裕

丁 公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代 表 理 事 伊 藤 秀 樹

被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と、一般社団法人名古屋市測量設計業協会（以下「乙」という。）、愛知県土地家屋調査士会（以下「丙」という。）及び公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丁」という。）は、平成28年1月27日をもって、甲、乙、丙及び丁との間に締結した「被災後の復旧・復興に必要な測量業務等の協力に関する協定」の第6条の規定に基づき、測量業務等の協力に関する細目事項について、次のとおり協定を締結する。

（測量業務等の内容）

第1条 甲が協力を要請する測量業務等は次のとおりとする。

乙へ要請する業務

- (1) 甲が所管する測量標の状況調査及び選点計画
- (2) 甲が所管する測量標の新設又は改測作業
- (3) 甲が所管する道路等の境界確認に用いる街区点等の標識の復元業務
- (4) 前各号に関する関係機関との調整の協力
- (5) 前各号に定めるものほか、特に必要な業務

丙へ要請する業務

- (6) 登記及び道路等の境界確認の相談に関すること
- (7) 前号に定めるものほか、特に必要な業務

丁へ要請する業務

- (8) 道路等の境界確認及びこれに必要な情報収集
- (9) 前号に定めるものほか、特に必要な業務

（出動の要請）

第2条 乙、丙及び丁に対する出動の要請は、災害発生時に甲が組織する名古屋市災害対策本部緑政土木部所属の部長、各副部長、部員、班長、班員、隊長及び隊員（以下「災害対策本部」という。）から文書又は口頭により行うものとする。

（測量業務等の指示）

第3条 乙、丙及び丁に対する測量業務等の指示は、災害対策本部から行うものとする。

（測量業務等の実施）

第4条 乙、丙及び丁は、この協定に基づき測量業務等の指示があったときは、速やかに測量業務等を実施するものとする。

（測量業務等完了の報告）

第5条 乙、丙及び丁は、測量業務等が完了したときは当該業務を指示した災害対策本部にその旨を報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙、丙及び丁は、測量業務等完了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。甲は、乙、丙及び丁から請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（資料の提供）

第7条 甲は、第1条に基づく測量業務等について、乙、丙及び丁に必要な資料を提供する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを定めるものとする。

(附則)

第9条 この協定は平成28年1月27日から効力を発生する。

この協定の証として、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年1月27日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河　　村　　た　か　し

乙　一般社団法人　名古屋市測量設計業協会

会　　長　　今　　村　　鐘　　年

丙　愛知県土地家屋調査士会

会　　長　　茶　　谷　　和　　裕

丁　公益社団法人　愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表理事　伊　　藤　　秀　　樹

計画参考 44-10 災害時における建設機械器具の手配に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部（以下「乙」という。）は、大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う道路啓開作業など応急対策活動に要する建設機械器具の手配に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において道路啓開作業など応急対策活動を行うにあたり、乙に対し建設機械器具の手配の協力を要請することができるものとする。

（建設機械器具の手配）

第2条 乙は、甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し速やかに建設機械器具の手配を行うものとする。

（情報提供）

第3条 甲は、乙に対し供給可能な建設機械器具の状況等に関する情報を求めることができるものとする。

（平時の協力）

第4条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平時から密接な連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が甲の要請により手配した建設機械器具に要した費用については、甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 この協定は協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年11月14日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河 村 た か し

乙 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会中部支部

支 部 長 瀧 哲 也

災害時における建設機械器具の手配に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部（以下「乙」という。）は、平成29年11月14日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における建設機械器具の手配に関する協定」第6条第2項の規定に基づき、道路啓開作業など応急対策活動に要する建設機械器具の手配の実施に関する細目的事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、大規模地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う道路啓開作業など応急対策活動に要する建設機械器具の手配とするものとする。

（要請手続き）

第2条 甲は、乙に対し電話、FAX等により応急対策活動の内容、日時、場所、必要な建設機械器具の種類、数量その他必要な項目を明示して通知するとともに、速やかに要請文書を送付するものとする。

2 甲は、道路啓開作業など応急対策活動業務を依頼した業者（以下「依頼業者」という。）に、要請の代行をさせることができるものとする。

（機材の賃貸借契約及び引渡し）

第3条 乙は、道路啓開作業など応急対策活動に要する建設機械器具に関する賃貸借契約を遅滞無く依頼業者と締結するものとする。

2 建設機械器具の引渡しは、甲、乙及び依頼業者が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第4条 乙が甲の要請により手配した建設機械器具に要した費用については、災害時の直前の適正価格を基準とし、甲及び乙が協議して定め、乙の依頼業者への請求に基づき甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に規定する費用の支払いについて、乙と賃貸借契約を締結した依頼業者により支払うものとする。

3 乙は、災害時以降における費用の高騰を防止するよう努めるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年11月14日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河村たかし

乙 一般社団法人 日本建設機械レンタル協会中部支部

支 部 長 瀧 哲 也

災害時における緊急通行車両の通行確保のための
放置車両対策支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟愛知支部（以下「乙」という。）は、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時における緊急通行車両の通行確保に伴う放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、乙に対し支援を要請することができるものとする。

（平時の協力）

第2条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平時から密接な連絡調整に努めるものとする。

2 甲が主催または参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、乙は出来る限り協力するものとする。

（費用負担）

第3条 業務の実施に伴う乙の費用は、甲及び乙協議の上、甲が負担するものとする。

（補償）

第4条 この協定に基づき放置車両対策支援の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年・法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）を適用し補償する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定の期間は、協定締結日より平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各1通

保有するものとする。

平成 31 年 3 月 25 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　　河村　たかし

乙　一般社団法人　日本自動車連盟　愛知支部

事務所長　　柴田　年輝

災害時における緊急通行車両の通行確保のための 放置車両対策支援に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本自動車連盟愛知支部（以下「乙」という。）は、平成31年3月25日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第2項の規定に基づき、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に要する緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目的事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

- 第1条 甲が乙に対して要請する業務は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6に基づく車両等の移動とする。
- 2 業務の実施については、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月、国土交通省道路局）により行うものとする。

（業務の実施区間）

- 第2条 業務の実施区間は、甲が管理する道路を原則とする。
- 2 災害等の状況により、他の機関から甲に要請があり、甲が必要と認めた場合は、他機関が管理する道路であっても実施区間に含め、要請することができるものとする。
- 3 乙は、原則として前項の要請に応じるものとする。

（業務の要請）

- 第3条 甲は、乙に対し電話、FAX等により下記の内容を明示して通知するとともに、速やかに様式第1号の出動要請書を送付するものとする。
- （1）災対法第76条の6第1項に基づく指定区間の範囲
- （2）被災の態様と要請概要
- （3）集結場所
- （4）担当者連絡方法、その他必要な事項
- 2 甲は、乙を特定する際に、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることが出来る。
- 3 乙は、前項により甲の要請があり応諾する場合には、電話、FAX等により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに様式第2号の出動応諾書を送付し、支援を実施するものとする。
- 4 災害時において、FAX等の故障等によって、前2項の規定による出動要請書又は出動応諾書の送付ができない場合は、復旧後、速やかに送付するものとする。

(委託証明書の発行)

第4条 甲は乙に対して、「委託証明書」を発行するものとし、乙は、業務実施の間、これを携帯するものとする。

(車両等の移動)

第5条 乙は、業務実施時における車両等の移動先について、甲の指示に従うものとする。

2 前項の規定による甲の指示とは、甲の職員が直接する場合のほか、甲が道路啓開作業等応急対策活動業務を依頼した業者により行われる場合がある。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙が甲の要請により緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に要した費用については、災害時の直前の適正価格を基準とし、甲及び乙協議の上、甲が負担するものとする。

2 第2条第2項に規定する、他の機関が管理する道路において業務を実施した場合の乙の費用は、原則として甲に要請した他機関が負担するものとする。なお、他機関が負担する場合については、次条及び第8条に定める甲を、他機関と読み替えるものとする

3 乙は、災害時以降における費用の高騰を防止するよう努めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲及び乙は、前条第1項に規定する協議後、遅滞なく、甲を発注者、乙を受託者とする委託契約を締結するものとする。

(損失補償)

第8条 業務実施の際に、やむを得ない限度において移動した車両等に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

第9条 業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の責に帰するもの以外は、甲及び乙協議の上、甲が解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方に催告することなく本契約を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(1) 甲又は乙、甲又は乙の役員及び従業員（以下本条において「従業員等」という）

が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう外、総会屋、社会運動や政治運動を標ぼうするごろ等をいう。）である場合又は反社会的勢力であった場合。

- (2) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力に対し、資金又は役務等の利益供与を行っている場合又は反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。
- (3) 前各号に掲げるものの外、甲又は乙、甲又は乙の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。
- (4) 甲又は乙、甲又は乙の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為又は詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

2 甲及び乙は、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 自らが反社会的勢力でないこと。
- (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 従業員等が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。
- (5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と交際がないこと。

(協議)

第 11 条この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

(協定の効力)

第 12 条この協定の期間は、協定締結日より平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各 1 通保有するものとする。

平成 31 年 3 月 25 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　一般社団法人　日本自動車連盟　愛知支部

事務所長　柴田　年輝

出動要請書

依頼	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

様

名古屋市 土木事務所長

「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。
なお、応諾の際は上記協定第3条第3項に基づき、様式第2号を提出して下さい。

指定区間の範囲	
被災の態様と概要	
集結場所	
摘要要 (必要事項等)	
担当者名	
連絡先	

出動応諾書

応諾	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

<p>「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第3項に基づき、<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> <u>整理番号</u>により出動要請のあったことについて応諾します。</p>			
指定区間の範囲			
集結場所			
集結予定日時	年	月	日 時 分
出動技術員			

会社名 _____

代表者役職名 _____

連絡先 _____

災害時における緊急通行車両の通行確保のための 放置車両対策支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と全日本高速道路レッカ一事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時における緊急通行車両の通行確保に伴う放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、乙の会員に対し支援を要請することができるものとする。

（平時の協力）

第2条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平時から密接な連絡調整に努めるものとする。

2 甲が主催または参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、乙及びその会員は、出来る限り協力するものとする。

（費用負担）

第3条 業務の実施に伴う乙の会員の費用は、甲及び乙の会員協議の上、甲が負担するものとする。

（補償）

第4条 この協定に基づき放置車両対策支援の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年・法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）を適用し補償する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定の期間は、協定締結日より平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各1通

保有するものとする。

平成 31 年 3 月 25 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　全日本高速道路レッカー事業協同組合

理事長　亀山　善之

災害時における緊急通行車両の通行確保のための 放置車両対策支援に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と全日本高速道路レッカ一事業協同組合（以下「乙」という。）は、平成31年3月25日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第2項の規定に基づき、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に要する緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目的事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙の会員に対して要請する業務は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6に基づく車両等の移動とする。

2 業務の実施については、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月、国土交通省道路局）により行うものとする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、甲が管理する道路を原則とする。

2 災害等の状況により、他の機関から甲に要請があり、甲が必要と認めた場合は、他機関が管理する道路であっても実施区間に含め、要請することができるものとする。

3 乙は、原則として前項の要請に応じるものとする。

（業務の要請）

第3条 甲は、乙に対し電話、FAX等により下記の内容を明示して通知するとともに、速やかに様式第1号の出動要請書を送付するものとする。

（1） 災対法第76条の6第1項に基づく指定区間の範囲

（2） 被災の態様と要請概要

（3） 集結場所

（4） 担当者連絡方法、その他必要な事項

2 甲は、乙の会員を特定する際に、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることが出来る。

3 乙は、前項により甲の要請があり応諾する場合には、電話、FAX等により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに様式第2号の出動応諾書を送付し、支援を実施するものとする。

4 災害時において、FAX等の故障等によって、前2項の規定による出動要請書又は出動応諾書の送付ができない場合は、復旧後、速やかに送付するものとする。

(委託証明書の発行)

第4条 甲は乙の会員に対して、「委託証明書」を発行するものとし、乙は、業務実施の間、これを携帯するものとする。

(車両等の移動)

第5条 乙の会員は、業務実施時における車両等の移動先について、甲の指示に従うものとする。

2 前項の規定による甲の指示とは、甲の職員が直接する場合のほか、甲が道路啓開作業等応急対策活動業務を依頼した業者により行われる場合がある。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙が甲の要請により緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に要した費用については、災害時の直前の適正価格を基準とし、甲及び乙協議の上、甲が負担するものとする。

2 第2条第2項に規定する、他の機関が管理する道路において業務を実施した場合の乙の費用は、原則として甲に要請した他機関が負担するものとする。なお、他機関が負担する場合については、次条及び第8条に定める甲を、他機関と読み替えるものとする

3 乙は、災害時以降における費用の高騰を防止するよう努めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲及び乙は、前条第1項に規定する協議後、遅滞なく、甲を発注者、乙を受託者とする委託契約を締結するものとする。

(損失補償)

第8条 業務実施の際に、やむを得ない限度において移動した車両等に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

第9条 業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の会員の責に帰するもの以外は、甲及び乙の会員協議の上、甲が解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙の会員は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方に催告することなく本契約を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(1) 甲又は乙の会員の役員及び従業員（以下本条において「従業員等」という）が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう外、総会屋、社会運動や政治運動を標ぼうするごろ等をいう。）である場合又は反社会的勢力であった場合。

- (2) 甲又は乙の会員の従業員等が反社会的勢力に対し、資金又は役務等の利益供与を行っている場合又は反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。
- (3) 前各号に掲げるものの外、甲又乙の会員の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。
- (4) 甲又は乙の会員の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為又は詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

2 甲及び乙の会員は、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 自らが反社会的勢力でないこと。
- (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 従業員等が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。
- (5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と交際がないこと。

(協議)

第 11 条この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

(協定の効力)

第 12 条この協定の期間は、協定締結日より平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各 1 通保有するものとする。

平成 31 年 3 月 25 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　全日本高速道路レッカー事業組合

理事長　亀山　善之

出動要請書

依頼	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

様

名古屋市 土木事務所長

「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。
なお、応諾の際は上記協定第3条第3項に基づき、様式第2号を提出して下さい。

指定区間の範囲	
被災の態様と概要	
集結場所	
摘要 (必要事項等)	
担当者名	
連絡先	

出動応諾書

応諾	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第3項に基づき、 <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> <u>整理番号</u> により出動要請のあったことについて応諾します。	
指定区間の範囲	
集結場所	
集結予定日時	年 月 日 時 分
出動技術員	

会社名 _____

代表者役職名 _____

連絡先 _____

災害時における緊急通行車両の通行確保のための 放置車両対策支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と愛知レッカ一事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時における緊急通行車両の通行確保に伴う放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、乙の会員に対し支援を要請することができるものとする。

（平時の協力）

第2条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平時から密接な連絡調整に努めるものとする。

2 甲が主催または参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、乙及びその会員は、出来る限り協力するものとする。

（費用負担）

第3条 業務の実施に伴う乙の会員の費用は、甲及び乙の会員協議の上、甲が負担するものとする。

（補償）

第4条 この協定に基づき放置車両対策支援の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年・法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）を適用し補償する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定の期間は、協定締結日より平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各1通

保有するものとする。

平成 31 年 3 月 25 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　愛知レッカ一事業協同組合

理事長　尾崎　日登美

災害時における緊急通行車両の通行確保のための 放置車両対策支援に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）と愛知レッカ一事業協同組合（以下「乙」という。）は、平成31年3月25日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第2項の規定に基づき、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に要する緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目的事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙の会員に対して要請する業務は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6に基づく車両等の移動とする。

2 業務の実施については、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月、国土交通省道路局）により行うものとする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、甲が管理する道路を原則とする。

2 災害等の状況により、他の機関から甲に要請があり、甲が必要と認めた場合は、他機関が管理する道路であっても実施区間に含め、要請することができるものとする。

3 乙は、原則として前項の要請に応じるものとする。

（業務の要請）

第3条 甲は、乙に対し電話、FAX等により下記の内容を明示して通知するとともに、速やかに様式第1号の出動要請書を送付するものとする。

（1） 災対法第76条の6第1項に基づく指定区間の範囲

（2） 被災の態様と要請概要

（3） 集結場所

（4） 担当者連絡方法、その他必要な事項

2 甲は、乙の会員を特定する際に、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることが出来る。

3 乙は、前項により甲の要請があり応諾する場合には、電話、FAX等により甲に対して応諾した旨連絡するとともに、速やかに様式第2号の出動応諾書を送付し、支援を実施するものとする。

4 災害時において、FAX等の故障等によって、前2項の規定による出動要請書又は出動応諾書の送付ができない場合は、復旧後、速やかに送付するものとする。

(委託証明書の発行)

第4条 甲は乙の会員に対して、「委託証明書」を発行するものとし、乙は、業務実施の間、これを携帯するものとする。

(車両等の移動)

第5条 乙の会員は、業務実施時における車両等の移動先について、甲の指示に従うものとする。

2 前項の規定による甲の指示とは、甲の職員が直接する場合のほか、甲が道路啓開作業等応急対策活動業務を依頼した業者により行われる場合がある。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙の会員甲の要請により緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に要した費用については、災害時の直前の適正価格を基準とし、甲及び乙の会員協議の上、甲が負担するものとする。

2 第2条第2項に規定する、他の機関が管理する道路において業務を実施した場合の乙の費用は、原則として甲に要請した他機関が負担するものとする。なお、他機関が負担する場合については、次条及び第8条に定める甲を、他機関と読み替えるものとする

3 乙及び乙の会員は、災害時以降における費用の高騰を防止するよう努めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲及び乙は、前条第1項に規定する協議後、遅滞なく、甲を発注者、乙を受託者とする委託契約を締結するものとする。

(損失補償)

第8条 業務実施の際に、やむを得ない限度において移動した車両等に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

第9条 業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の会員の責に帰するもの以外は、甲及び乙の会員協議の上、甲が解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方に催告するところなく本契約を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(1) 甲又は乙の会員の役員及び従業員（以下本条において「従業員等」という）が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう外、総会屋、社会運動や政治運動を標ぼうするご

る等をいう。) である場合又は反社会的勢力であった場合。

- (2) 甲又は乙の会員の従業員等が反社会的勢力に対し、資金又は役務等の利益供与を行っている場合又は反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。
- (3) 前各号に掲げるものの外、甲又は乙の会員の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。
- (4) 甲又は乙の会員の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為又は詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

2 甲及び乙の会員は、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 自らが反社会的勢力でないこと。
- (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 従業員等が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。
- (5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と交際がないこと。

(協議)

第 11 条この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

(協定の効力)

第 12 条 この協定の期間は、協定締結日より平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各 1 通保有するものとする。

平成 31 年 3 月 25 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　愛知レッカ一事業共同組合

代表理事　尾崎　日登美

出動要請書

依頼	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

様

名古屋市 土木事務所長

「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。
なお、応諾の際は上記協定第3条第3項に基づき、様式第2号を提出して下さい。

指定区間の範囲	
被災の態様と概要	
集結場所	
摘要 (必要事項等)	
担当者名	
連絡先	

出動応諾書

応諾	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

<p>「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第3項に基づき、<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> <u>整理番号</u>により出動要請のあったことについて応諾します。</p>			
指定区間の範囲			
集結場所			
集結予定日時	年	月	日 時 分
出動技術員			

会社名 _____

代表者役職名 _____

連絡先 _____

災害時における緊急通行車両の通行確保のための 放置車両対策支援に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）とエース協同組合（以下「乙」という。）は、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時における緊急通行車両の通行確保に伴う放置車両や立ち往生車両等の移動に関し、乙の会員に対し支援を要請することができるものとする。

（平時の協力）

第2条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平時から密接な連絡調整に努めるものとする。

2 甲が主催または参加する防災訓練等への参加依頼があった場合には、乙及びその会員は、出来る限り協力するものとする。

（費用負担）

第3条 業務の実施に伴う乙の会員の費用は、甲及び乙の会員協議の上、甲が負担するものとする。

（補償）

第4条 この協定に基づき放置車両対策支援の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、もしくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年・法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例10号）を適用し補償する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定の期間は、協定締結日より令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各 1 通
保有するものとする。

令和 6 年 6 月 11 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　エーストス協同組合

理事長　宮本　明岳

災害時における緊急通行車両の通行確保のための 放置車両対策支援に関する協定の実施に関する細目協定

名古屋市（以下「甲」という。）とエートス協同組合（以下「乙」という。）は、令和6年6月11日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する協定」第5条第2項の規定に基づき、災害により緊急通行車両の通行が確保出来ない場合において、妨げとなる放置車両や立ち往生車両等の移動に要する緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目的事項について、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第1条 甲が乙の会員に対して要請する業務は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第76条の6に基づく車両等の移動とする。

2 業務の実施については、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」（平成26年11月、国土交通省道路局）により行うものとする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は、甲が管理する道路を原則とする。

2 災害等の状況により、他の機関から甲に要請があり、甲が必要と認めた場合は、他機関が管理する道路であっても実施区間に含め、要請することができるものとする。

3 乙は、原則として前項の要請に応じるものとする。

（業務の要請）

第3条 甲は、乙に対し電話、FAX等により下記の内容を明示して通知するとともに、速やかに様式第1号の出動要請書を送付するものとする。

（1） 災対法第76条の6第1項に基づく指定区間の範囲

（2） 被災の態様と要請概要

（3） 集結場所

（4） 担当者連絡方法、その他必要な事項

2 甲は、乙の会員を特定する際に、派遣可能人員及び資機材に関する情報等を必要に応じて乙に求めることが出来る。

3 乙は、前項により甲の要請があり応諾する場合には、電話、FAX等により甲に対し応諾した旨連絡するとともに、速やかに様式第2号の出動応諾書を送付し、支援を実施するものとする。

4 災害時において、FAX等の故障等によって、前2項の規定による出動要請書又は出動応諾書の送付ができない場合は、復旧後、速やかに送付するものとする。

(委託証明書の発行)

第4条 甲は乙の会員に対して、「委託証明書」を発行するものとし、乙は、業務実施の間、これを携帯するものとする。

(車両等の移動)

第5条 乙の会員は、業務実施時における車両等の移動先について、甲の指示に従うものとする。

2 前項の規定による甲の指示とは、甲の職員が直接する場合のほか、甲が道路啓開作業等応急対策活動業務を依頼した業者により行われる場合がある。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙の会員が甲の要請により緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に要した費用については、災害時の直前の適正価格を基準とし、甲及び乙の会員協議の上、甲が負担するものとする。

2 第2条第2項に規定する、他の機関が管理する道路において業務を実施した場合の乙の会員の費用は、原則として甲に要請した他機関が負担するものとする。なお、他機関が負担する場合については、次条及び第8条に定める甲を、他機関と読み替えるものとする。

3 乙及び乙の会員は、災害時以降における費用の高騰を防止するよう努めるものとする。

(契約の締結)

第7条 甲及び乙の会員は、前条第1項に規定する協議後、遅滞なく、甲を発注者、乙の会員を受託者とする委託契約を締結するものとする。

(損失補償)

第8条 業務実施の際に、やむを得ない限度において移動した車両等に損失が生じた場合は、災対法第82条の規定により、甲が運転者等に損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

第9条 業務の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の会員の責に帰するもの以外は、甲及び乙の会員協議の上、甲が解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙の会員は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、相手方に催告することなく本契約を解除することができるものとする。この場合、これにより被った損害の賠償を相手方に請求できるものとする。

(1) 甲又は乙の会員の役員及び従業員（以下本条において「従業員等」という）が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体等をいう外、総会屋、社会運動や政治運動を標ぼうする

ごろ等をいう。) である場合又は反社会的勢力であった場合。

- (2) 甲又は乙の会員の従業員等が反社会的勢力に対し、資金又は役務等の利益供与を行っている場合又は反社会的勢力と何らかの取引を行っている場合。
- (3) 前各号に掲げるものの外、甲又は乙の会員の従業員等が反社会的勢力を利用するなど何らかの関係がある場合。
- (4) 甲又は乙の会員の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴力的行為又は詐欺的行為により不当な要求を行った場合。

2 甲及び乙の会員は、次の各号について表明し、保証する。

- (1) 自らが反社会的勢力でないこと。
- (2) 自らが反社会的勢力でなかったこと。
- (3) 反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 従業員等が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと。
- (5) 自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、並びに反社会的勢力と交際がないこと。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して、これを定めるものとする。

(協定の効力)

第 12 条 この協定の期間は、協定締結日より令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1箇月前までに甲、乙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に 1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ各 1 通保有するものとする。

令和 6 年 6 月 11 日

甲　名古屋市

代表者　名古屋市長　河村　たかし

乙　エートス協同組合

理事長　宮本　明岳

出動要請書

依頼	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

様

名古屋市 土木事務所長

「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第1項に基づき、次のとおり出動を要請します。
なお、応諾の際は上記協定第3条第3項に基づき、様式第2号を提出して下さい。

指定区間の範囲	
被災の態様と概要	
集結場所	
摘要 (必要事項等)	
担当者名	
連絡先	

出動応諾書

応諾	年 月 日 時 分	整理番号	
----	-----------	------	--

<p>「災害時における緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策支援に関する細目協定」第3条第3項に基づき、<u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> <u>整理番号</u>により出動要請のあったことについて応諾します。</p>			
指定区間の範囲			
集結場所			
集結予定日時	年	月	日 時 分
出動技術員			

会社名 _____

代表者役職名 _____

連絡先 _____

計画参考 46 災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定

名古屋市（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合（以下「乙」という。）は、名古屋市内において風水害、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が行う応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害時に知り得た災害情報の提供（以下「災害情報の提供」という。）並びに所有する応急措置資機材の提供及び自動車用燃料の優先供給（以下「応急措置資機材の提供等」という。）により、甲の行う応急対策活動を支援することを目的とする。

（災害情報の提供に係る要請）

第2条 甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、浸水状況、建物損壊状況等を求める災害情報の内容を明らかにして、乙に対して災害情報の提供を要請する。

（応急措置資機材の提供等に係る要請）

第3条 甲は、災害時において応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、乙に対して応急措置資機材の提供等を要請する。

- (1) 災害の状況及び要請する事由
 - (2) 必要な応急措置資機材又は自動車用燃料の種類、数量等
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項の要請は、事後、甲乙双方の協議の上必要に応じて文書等によって確認するものとする。

（災害情報の提供及び応急措置資機材の提供等）

第4条 乙は、前2条の規定により要請がなされた場合、又は被害の発生を認めた場合、その内容に従って、可能な範囲で災害情報の提供、又は応急措置資機材の提供等を甲に対して行うものとする。

2 乙は、応急措置資機材の提供等を行った場合は、甲に対して前条第1項第2号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（補償）

第6条 提供された応急措置資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基礎として算出するものとする。

（事業所台帳）

第7条 乙は、この協定に基づき災害情報の収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、郵便番号、電話番号を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

（実施細則）

第8条 この協定の実施について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲乙双方が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成14年3月29日から効力を生じる。
- 2 この協定の締結に伴い、平成9年3月25日に締結した災害時における応急措置資機材の提供等に関する協定は廃止する。
- 3 この協定の成立を証明するため、正本2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成14年3月29日

甲	名古屋市		
	代表者	名古屋市長	松原武久
乙	愛知県石油商業組合		印
	代表者	理事長	大森一人
			印

災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材の提供等に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(災害情報の提供に係る要請)

第2条 名古屋市（以下「甲」という。）は、協定第2条の要請を行う場合は、愛知県石油商業組合（以下「乙」という。）の組合員の内、事前に登録した乙の組合員（以下「登録組合員」という。）に対して、ファクシミリにより要請するものとする。また、乙の登録組合員は、自ら被害の発生を確認し必要と判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、甲に対しファクシミリにより災害情報を提供するものとする。

(応急措置資機材の提供等に係る要請)

第3条 甲は、協定第3条第1項の要請を行う場合は、乙の各地区長に対して電話等により要請するものとする。ただし、甲は、状況により乙の各地区長に対して要請することができない場合は、乙の組合員に対して要請するものとする。

(応急措置資機材)

第4条 協定第4条第1項に基づき提供される応急措置資機材は、次に掲げる資機材とする。

第5条 ジャッキ

- (1) バール
- (2) スコップ
- (3) ロープ
- (4) ヘルメット
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙が甲に対して提供可能な応急措置資機材

(自動車用燃料の優先供給を受けることができる車両)

第6条 協定第4条第1項に基づき自動車用燃料の優先供給を受けることができる車両は、甲の緊急通行車両（消防車、救急車等の緊急自動車及び標章を掲示した災害応急対策を実施する車両をいう。）とする。

(登録組合員による災害情報の提供)

第7条 第2条の登録組合員による災害情報の提供は、様式第1により行うものとする。

(応急措置資機材の提供等の通知)

第8条 協定第4条第2項の通知は、様式第2及び様式第3により行うものとする。

(協議)

第9条 協定の実施について、この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲の消防長と乙の長が協議して決定する。

附 則

- 1 この実施細目は、平成14年3月29日から効力を生じる。
- 2 この実施細目の締結に伴い、平成9年10月31日に締結した災害時における応急措置資機材の提供

等に関する協定実施細目は廃止する。

3 この実施細目の成立を証明するため、正本2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保管する。

平成14年3月29日

甲　名古屋市消防長　　石原秋春

乙　愛知県石油商業組合
理事長　　大森一人

災害状況報告（定点観測）シート

まず、現在の日時、事業所（店舗）の郵便番号と電話番号を記入してください。

1 現在時刻 日 時 分

2 郵便番号 -

3 電話番号 -

被害状況について該当するものに番号を記入してください。

● 事業所（店舗）前の道路に溜まっている水の深さ

水害時記入欄

- 1 溜まっていない。
- 2 車のタイヤ半分（約20cm）より低い。
- 3 車のタイヤ（約50cm）より低い。
- 4 車のタイヤ（約50cm）より上まで溜まっている。

● 溜まっている水の状況

地震時記入欄

- 1 増えつつある。
- 2 減りつつある。
- 3 変化なし。

● 事業所（店舗）近辺の建物の状況

- 1 破損した建物はない。
- 2 屋根瓦が落ちた家がある。
- 3 傾いたり、倒れた家がある。

● 事業所（店舗）近辺の火災の発生状況

- 1 発生している。
- 2 発生していない。

災害状況等について連絡事項があれば、記入してください。

1 あり
2 なし

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

愛知県石油商業組合
名古屋第 地区
地区長名

次のとおり応急措置資機材の提供を行いましたので、通知します。

年月日	給油取扱所の名称 代表者名 所 在 地 電 話 番 号	提供先の所属名 及び担当者名	応急措置資機材名 (個数)
	() —		
	() —		
	() —		
	() —		
	() —		
	() —		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

愛知県石油商業組合
名古屋第 地区
地区長名

次のとおり自動車用燃料の優先供給を行いましたので、通知します。

年月日	給油取扱所の名称 代 表 者 名 所 在 地 電 話 番 号	供給先の所属名 及び車両番号	自動車用燃料	
			種 類	数量(1)
	() —			
	() —			
	() —			
	() —			
	() —			
	() —			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

計画参考 47 災害対策支援協力に関する覚書（市対東海郵政局）

東海郵政局（以下「甲」という。）と名古屋市（以下「乙」という。）とは、災害対策の支援及び道路における通行の安全確保を目的として、次の覚書を締結する。

- ・災害対策支援協力に関する覚書
- ・道路情報の提供に関する覚書

本覚書の成立を証するため、それぞれ正本2通を作成し、各1通を保管するものとする。

平成10年3月24日

甲 東海郵政局
局長

吉崎英雄

乙 名古屋市
代表者 名古屋市長
松原武久

災害対策支援協力に関する覚書

(対象とする災害)

第1条 この覚書が対象とする災害は、名古屋市において発生し、名古屋市独自では十分な応急措置が実施できない大規模な地震又は風水害とする。

(協力要請)

第2条 甲又は乙は、災害が発生した場合において、次に掲げる事項についてそれぞれ協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての乙への提供
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての甲への提供
- (3) 郵便による名古屋市災害対策本部又は区本部あて災害救援物資等の甲による保管等
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況に関する情報の提供
- (5) 甲又は乙が実施する応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項についての広報
- (6) 甲による避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲又は乙が実施する応急対策及び復旧対策に関し、特に必要な事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 第3条の規定に基づく協力に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除く他、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(災害対策本部への派遣)

第5条 甲は乙から要請があった場合、名古屋市災害対策本部に職員を派遣することができる。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、連絡体制の整備を平素から行うものとする。

2 前項に係る連絡については、甲においては東海郵政局総務部企画課長、乙においては名古屋市消防局防災・危機管理部災害対策課長を通じて行うものとする。

(防災訓練等への参加)

第7条 甲は乙から乙主催の防災訓練等への参加要請があった場合には、名古屋市内の郵便局に参加を働きかけるものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

この覚書は、締結の日から効力を発生する。

* (「道路情報の提供に関する覚書」は省略)

計画参考 48-1 大規模地震災害時における地域応援に関する協定（市対13事業所）

名古屋市（以下「甲」という。）と〔別記13事業所〕（以下「乙」という。）とは、大規模地震災害時における地域応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、名古屋市域において大規模地震に伴う災害が発生した場合に、甲が実施する応急対策活動に名古屋市内に消防車を有する乙の事業所が協力（以下「地域応援」という。）するときの当該応援に係る手続き、範囲その他必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 地域応援の内容は次のとおりとする。

(1) 事業所の敷地外へ出動して行う応援活動（以下「事業所外応援」という。）

- ア 火災の消火、延焼防止
- イ 負傷者の救出、救護

(2) 事業所の敷地内で行う応援活動（以下「事業所内応援」という。）

- ア 救出・救護資器材の貸出
- イ 負傷者の一時的な救護
- ウ その他避難者への一時的な応援

（応援の実施）

第3条 事業所外応援は、甲の要請に基づきこれを行うものとし、事業所内応援は、乙の判断でこれを行いうものとする。

2 地域応援は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他事業所運営を阻害するものであってはならない。

（応援活動の指揮）

第4条 乙は事業所外応援を実施するときは、甲の指揮により活動するものとする。

（第三者加害）

第5条 乙が行う事業外応援に関して第三者と甲又は乙との間に紛争が生じた場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

（資器材の準備）

第6条 乙は地域応援に必要な資器材の充実に努めるものとする。

（経費の負担）

第7条 事業所外応援に要した経費については、原則として次の各号により甲が負担するものとする。

(1) 活動時に使用した消耗品費

(2) 車両、機械器具類の燃料費及び破損した器具の修理費

（損害補償）

第8条 事業所外応援により乙の従業員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償については、消防団員等の災害補償に関する条例（昭和36年名古屋市条例第10号）によるものとする。

(訓練等)

第9条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議するものとする。

(運用)

第11条 この協定の実施に係る細目的事項については、付属書によるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期限は平成 年 月 日から平成 年 月 日までの2年間とする。ただし、有効期限の満了する2か月前までに甲乙いずれからもこの協定についての意思表示がない場合は、引き続き2年間、自動的に有効期間を延長し、以後同様とする。

この協定を証するため、甲と乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市代表者
名古屋市長 松原武久

乙 [別記13事業所 代表者名]

別記

番号	所 在 地	事 業 所 名	締結代表者	協定締結年月日
1	東区矢田南五丁目1番14号	三菱電機(株)名古屋製作所	所 長	平成10年1月14日
2	瑞穂区須田町2番56号	日本ガイシ(株)	代表取締役社長	平成10年1月12日
3	熱田区南一番町1番10号	愛知機械工業株式会社(熱田工場)	代表取締役	平成10年1月14日
4	港区野跡五丁目4番16号	〃(永徳工場)	代表取締役	平成10年1月14日
5	港区千年三丁目1番12号	(株)UACJ名古屋製造所	名古屋製造所長	平成10年1月12日
6	港区竜宮町10番地	大同特殊鋼(株)築地テクノセンター	センター長	平成10年1月14日
7	港区大江町10番地	三菱重工業(株)	名古屋航空宇宙システム製作所長	平成10年1月12日
8	港区昭和町17番地の23	東亜合成(株)名古屋工場	執行役員工場長	平成10年1月14日
9	港区大江町9番地の1	東レ(株)名古屋事業場	事業場長	平成10年1月16日
10	南区大同町二丁目30番地	大同特殊鋼(株)星崎工場	工場長	平成10年1月12日
11	南区丹後通二丁目1番地	三井化学(株)名古屋工場	工場長	平成10年1月12日
12	南区滝春町9番地	大同マシナリー(株)	代表取締役社長	平成14年9月13日
13	緑区鳴海町字柳長80番地	日本車輌製造(株)鳴海製作所	鳴海製作所長	平成10年1月13日

計画参考 48-2 大規模地震発生時の公益占用物件の復旧に関する取扱いについて

本市市域内において大規模地震（被害が面的に多発する地震）が発生した場合には、市民の生活にとって不可欠ないわゆるライフラインとなる占用物件が多数被災することが想定され、その復旧が極めて急を要することを鑑み、緊急措置として標記の取扱いを下記のとおり定める。

記

1. 占用物件の仮復旧工事に伴う取扱い

(1) 道路占用許可申請について

ア. 仮復旧工事を実施する際の道路占用許可申請については、工事の前後に所轄土木事務所へ連絡する場合に限り、申請書類の提出を事後（集約申請含む）とすることができる。ただし、所轄土木事務所と連絡が取れない場合は、路政部道路管理課に連絡をすること。また、前述のいずれの組織にも連絡が取れない場合は、本市災害対策本部緑政土木部に連絡すること。なお、申請書類は整い次第、速やかに提出すること。

イ. 上記アの取扱いをする場合、承認工事及び占用工事の施工に関する遵守基準の第19条第2項は適用しない。

(2) 仮設工法の採用について

仮復旧工事については、各種技術基準による一時的な仮設工法（露出配管、浅埋配管等）を必要に応じて採用することができる。ただし、一般交通の妨げになる場合は採用できないものとする。

(3) 仮復旧材料について

仮復旧工事に係る埋戻しについては、発生土及び発生路盤材、並びに常温合材を必要に応じて使用することができる。

(4) 廃止管路の一時残置について

仮復旧工事の際、占用を廃止することとした既設管路等については本埋設などによる撤去が可能となる時期まで一時的に残置することができる。

(5) 復旧作業について

仮復旧工事をする際の作業については、名古屋市地域防災計画（地震編）第1章第15節【緊急輸送道路】並びに第29節を遵守すること。

なお、緊急輸送道路上での復旧作業中に啓開作業が実施される場合は、所轄土木事務所と連絡を密にして協力すること。

2. 占用物件の本復旧工事に伴う取扱い

都市機能回復後の占用物件の本埋設に関する工事については、上記1の取り扱いは適用しない。ただし、道路復旧方法等については事前に所轄土木事務所と協議すること。

以上

計画参考 49 災害時の情報収集等に関する協定（市対名古屋タクシー協会）

名古屋市（以下「甲」という。）と名古屋タクシー協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震又は風水害が発生した場合（以下「災害時」という。）における情報収集について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、乙がタクシー無線により収集した被害情報等（以下「被害情報等」という。）を甲に対して提供することにより、甲が行う応急対策活動を支援することを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、災害時に、甲又は乙が甲の市域内において人的被害又は家屋の損壊等に関する被害の発生を確認した場合に適用するものとする。

（被害情報等の提供の要請）

第3条 甲は、災害時に応急対策活動を迅速に実施するうえで必要があると認めるときは、乙に対して被害情報等の提供を要請するものとする。

（被害情報等の提供）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請又は乙の自主的判断に基づき、被害情報等を甲に対して提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 被害情報等の提供に係る経費は、甲、乙の業務範囲に応じ、それぞれが負担するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施について必要な事項は、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成21年9月11日から効力を生じる。
- 2 この協定の発効と同時に、平成9年10月7日に締結した災害時の情報収集等に関する協定（市対名古屋タクシー協会）は失効する。
- 3 この協定の締結の証として、正本2通を作成し、甲、乙記名押印し、双方各1通を保管する。

平成21年9月11日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 河 村 た か し

乙 名古屋タクシー協会

代表者 会 長 森 博 一

計画参考 50-1 災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書（市対社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会）

名古屋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づき、災害時において甲及び乙が行う災害応急対策又は災害復旧対策としての一般ボランティア受入れ活動に係る協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること
- (2) 「市災害ボランティアセンター」の運営協力に関すること
- (3) その他甲が行う活動への協力

（協力要請）

第3条 甲がこの協定に基づき乙へ要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

- 2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、やむをえない特別の理由がない限り、直ちに必要な活動を開始するものとする。
- 3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、第2条に定める協力内容に基づく行い得る活動を開始し、その状況を直ちに甲に報告するとともに、その後の処理について甲と協議するものとする。

（活動拠点）

第4条 災害時に乙が活動する拠点は、「市災害ボランティアセンター」とする。

- 2 その他の活動拠点については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の協力要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

- 2 乙は、当該名古屋市災害対策本部の廃止後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（活動期間）

第6条 甲の協力要請に基づく乙の当該活動の期間については、甲の指示があるまで続くものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。ただし、期限終了の日の3ヵ月前までに、甲乙に何らかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成11年3月29日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 松原武久
乙 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
代表者 会長 鈴木匡

計画参考 50-2 災害時における一般ボランティア受入れ活動に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と社会福祉法人名古屋市〇〇区社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づき、災害時において甲及び乙が行う災害応急対策又は災害復旧対策としての一般ボランティア受入れ活動に係る協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること。
- (2) 「区災害ボランティアセンター」の運営協力に関すること。
- (3) その他の活動に関すること。

（災害ボランティアセンターの開設）

第3条 甲は、災害規模に応じて市・区災害対策本部において、必要な資器材や場所を確保して「区災害ボランティアセンター」を開設する。

（協力要請）

第4条 甲が、この協定に基づき乙へ要請を行う場合は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、やむをえない特別の理由がない限り、直ちに必要な活動を開始するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し甲からの協力要請を待つことができないときは、第2条に定める協力内容に基づく行い得る活動を開始し、その状況を直ちに甲に報告するとともに、その後の処理について甲と協議するものとする。

（活動拠点）

第5条 災害時に乙が活動する拠点は、「区災害ボランティアセンター」とする。

2 その他の活動拠点については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の協力要請に基づき乙が活動を行った場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、「区災害ボランティアセンター」の閉鎖後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

（活動期間）

第7条 甲の協力要請に基づく乙の当該活動の期間については、甲の指示があるまで続くものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

ただし、期限終了の日の3ヶ月前までに、甲乙に何らかの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月1日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松 原 武 久 

乙 社会福祉法人名古屋市〇〇区社会福祉協議会

代表者 会 長 ○ ○ ○ ○ 

計画参考 50-3 災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書

名古屋市（以下「市」という。）と災害救護系ボランティア団体及びNPO（以下「協力団体」という。）は、名古屋市地域防災計画に基づき市が設置する市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営協力及び平常時の防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（災害時の協力活動）

第1条 災害時に市が協力団体に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関すること。
- (2) 「名古屋市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）」の運営に関すること。
- (3) その他ボランティア活動に関すること。

（センターの設置）

第2条 市は、災害規模に応じて、市・区災害対策本部において、センターを設置する。

- 2 市は、センターの設置に当たっては、ボランティアと被災者のニーズとの調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を協力団体に要請する。
- 3 協力団体は、前項の要請があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

（活動拠点）

第3条 災害時にコーディネーターが活動する拠点は、センターとする。その他の活動拠点については、市、社会福祉協議会及び協力団体との協議のうえ決定するものとする。

（センターの運営）

第4条 市は、センターの運営に当たっては、対等な関係のもとでコーディネーターの自主性・自立性を尊重しなければならない。

- 2 コーディネーターは、社会福祉協議会と連携しセンターの円滑な運営に協力するよう努めるものとする。

（センターの閉鎖）

第5条 コーディネーターは、センターが閉鎖されるときは、当該活動について、市や社会福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

（活動期間）

第6条 市の協力要請に基づく協力団体の当該活動の期間については、市、社会福祉協議会及び協力団体が協議して決定するものとする。

（平常時の協力活動）

第7条 協力団体は、平常時から市の実施する次の施策について協力するものとする。

- (1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等
 - (2) 「防災週間」を中心開催される「なごや市民総ぐるみ防災訓練」
 - (3) その他、防災に関する啓発活動に関すること
- 2 市と協力団体は防災に関する情報交換の場を設けるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度市と協力団体が協議して決定するものとする。

（適用）

第9条 この協定は、平成17年6月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年6月18日

特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表理事 栗田暢之

災害ボランティアコーディネーターなごや
代表者 高崎 賢一

防災ボランティアネット守山
代表者 鷺見修

名古屋みなと災害ボランティアネットワーク
代表者 高崎 賢一

名古屋みどり災害ボランティアネットワーク
代表者 岡田 雅美

名古屋きた災害ボランティアネットワーク
代表者 新井 明子

天白でいふり
代表者 田中由幸

名東区災害ボランティアの会
代表者 巾 賢治

名古屋ひがし防災ボランティアネットワーク
代表者 浜辺文

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 松原武久

平成18年2月5日に同内容で締結

名古屋みなみ災害ボランティアネットワーク
代表者 村松克己

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 松原武久

平成22年3月20日に同内容で締結

災害ボランティアちくさネットワーク
代表者 高松三千男

なごやにし防災ボランティアの会
代表者 杉山三枝子

なごや中村災害ボランティアネットワーク
代表者 黒 宮 と し 純

なごや防災ボランティアネットワークなか
代表者 小 倉 靖 生

なごや防災ボランティアネットワーク昭和
代表者 小 塚 勝

名古屋みずほ災害ボランティアネットワーク
代表者 渡 辺 具 仁

あつた災害ボランティアネットワーク
代表者 門 田 芳 恵

名古屋なかがわ災害ボランティアネットワーク
代表者 下 田 豊 子

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
代表者 名古屋市長 河 村 た か し

計画参考 50-4 災害時における災害ボランティアセンター支援に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）及び公益社団法人名古屋青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市内における災害発生時に、甲が被災者を対象として支援活動を実施する災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という）を設置し、社会福祉協議会や災害救援ボランティア団体及びNPOが運営協力する際に乙が迅速かつ効果的に支援を実施できるように必要な事項を定めることを目的とする。

（連携及び協力）

第2条 災害VCの運営にあたり、乙は甲の要請に応じて可能な範囲で次の支援を行う。

- (1) 災害VCが仲介する被災者等を対象としたボランティア活動への協力
 - (2) 災害VCの運営に係る人員（スタッフ）の手配
 - (3) 災害VCの設置・運営に必要な備品、資材及び機材などの提供
 - (4) その他甲乙が合意した事項
- 2 乙は前項に定める支援を行うにあたり、社会福祉協議会や災害救援ボランティア団体及びNPOと連携し災害VCの円滑な運営に協力するよう努めるものとする。また甲乙は互いに必要な情報の提供を求めることができる。なお、情報共有のために会議を開催する場合は、積極的に参加することとする。

（平常時の活動への協力等）

第3条 甲乙は災害時に円滑に連携・協力ができるよう、平常時より連携を図る。

- 2 甲乙は平常時において、災害VC及び災害ボランティア活動など被災者支援に関する研修、セミナー、訓練等の実施や、それらに関する情報の提供及び参加の促進を相互に行う。
- 3 甲乙は平常時の連携を図るため、年度ごとに1回以上情報交換の機会を設ける。また、必要に応じてそれぞれの取り組みを共有する機会を設ける。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に定める乙の活動や支援において乙に発生した費用は原則として乙の負担とする。

2 乙が費用負担することにおいて、特段の調整が必要な場合は、乙は甲に費用負担割合等について協議を申し出ることができる。この場合甲は誠実に協議を行うこととする。

（保険）

第5条 乙は本協定に基づく被災者支援活動を行うに当たり、活動参加者をボランティア活動保険に加入させなければならない。

(守秘義務)

第6条 甲乙は本協定に関して知り得た情報等について他に漏らしてはならない。

(連絡担当者)

第7条 甲乙は、災害発生時に備え、本協定に関する連絡担当者をあらかじめ定め、相互に連携することとする。また、連絡担当者が変更となった場合は、速やかに連絡することとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関し疑義が生じた場合は甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。但し、この期間が満了する30日前までに甲乙いずれかが協定を解除する意思表示を行わない時は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

令和4年6月10日

甲　　名古屋市

　　代表者　名古屋市長　　河　村　た　か　し

乙　　公益社団法人　名古屋青年会議所

　　理事長　　高　橋　雅　大

計画参考 50-5 災害ボランティア活動用資器材の管理に関する協定

なごや災害ボランティア連絡会（以下「甲」という。）、社団法人名古屋建設業協会（以下「乙」という。）及び名古屋市（以下「丙」という。）は、災害ボランティア活動用資器材（以下「資器材」という。）の管理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時におけるボランティアによる応急対策活動を迅速かつ効果的に行うに当たり、資器材の管理について、甲、乙及び丙がそれぞれの役割のもと、協働して行うことによって、被災者の速やかな自立を促し、一日も早い生活再建を支援することを目的とする。

（基本理念）

第2条 資器材の管理は、次に掲げる基本理念に基づくものとする。

- (1) 甲、乙及び丙は、互いを尊重しあうとともに、築かれた協力関係を大切にして、協働により取組みを進めること。
- (2) 甲、乙及び丙は、管理する資器材が平成12年9月の東海豪雨による災害救援のために丙に寄贈された貴重な財産であるという共通認識のもと、資器材の活用に当たっては市域内のみならず、要請があれば他地域でも活用するなど、積極的に被災者の支援に努めること。

（資器材の保管）

第3条 丙は、資器材が災害時に有効活用できるよう、丙が設置する倉庫で適切に保管するものとする。ただし、資器材の一部について、市域内における分散保管の観点から、乙に属する会員のうち、対応可能な会員（以下「協力会社」という。）が所有する倉庫において無償で保管するものとする。

- 2 乙及び協力会社は、前項ただし書きの保管に当たっては、誠実にこれを行うものとする。
- 3 甲は、資器材が災害時に有効活用できるよう、平常時から点検等必要な維持管理を行うものとする。

（資器材の搬出入）

第4条 資器材の搬出入が必要となったときは、甲、乙及び丙が協力して、円滑にこれを行うものとする。

（平常時の連携）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定が効果的に運用されるよう、平常時から連絡調整を密接にし、連携を図るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

- 2 この協定の実施に関し必要な細目的事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1か月までに、甲、乙及び丙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年6月19日

甲 なごや災害ボランティア連絡会
座長 高崎 賢一

乙 社団法人 名古屋建設業協会
会長 山田 厚志

丙 名古屋市
代表者 名古屋市長 松原 武久